

平成 28 年度実施 大学機関別認証評価 評価報告書

埼玉大学

平成 29 年 3 月

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

目 次

| | |
|---------------------------------------|----|
| 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について | 1 |
| I 認証評価結果 | 5 |
| II 基準ごとの評価 | 6 |
| 基準1 大学の目的 | 6 |
| 基準2 教育研究組織 | 8 |
| 基準3 教員及び教育支援者 | 12 |
| 基準4 学生の受入 | 17 |
| 基準5 教育内容及び方法 | 21 |
| 基準6 学習成果 | 39 |
| 基準7 施設・設備及び学生支援 | 42 |
| 基準8 教育の内部質保証システム | 49 |
| 基準9 財務基盤及び管理運営 | 53 |
| 基準10 教育情報等の公表 | 59 |
| <参 考> | 61 |
| i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載） | 63 |
| ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載） | 64 |

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）は、国・公・私立大学からの求めに応じて、大学（短期大学を除く。）の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）を、平成17年度から実施しています。この大学機関別認証評価は、我が国の大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として行いました。

- (1) 大学機関別認証評価に関して、機構が定める大学評価基準（以下「大学評価基準」という。）に基づいて、大学を定期的に評価することにより、大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- (2) 評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立つこと。
- (3) 大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

2 評価のスケジュール

機構は、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み・方法等についての説明会、自己評価書の作成方法等について研修会を開催した上で、大学からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。

自己評価書提出後の評価は、次のとおり実施しました。

| | |
|---------|---|
| 28年7月 | 書面調査の実施 |
| 8月 | 運営小委員会（注1）の開催（各評価部会間の横断的な事項の調整） 評価部会（注2）、財務専門部会（注3）の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定） |
| 10月～12月 | 訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査） |
| 12月 | 運営小委員会、評価部会、財務専門部会の開催（評価結果（原案）の作成） |
| 29年1月 | 評価委員会（注4）の開催（評価結果（案）の取りまとめ） 評価結果（案）を対象大学に通知 |
| 3月 | 運営小委員会、評価委員会の開催（評価結果の確定） |

（注1）運営小委員会・・・大学機関別認証評価委員会運営小委員会

（注2）評価部会・・・大学機関別認証評価委員会評価部会

（注3）財務専門部会・・・大学機関別認証評価委員会財務専門部会

（注4）評価委員会・・・大学機関別認証評価委員会

3 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（平成29年3月現在）

(1) 大学機関別認証評価委員会

| | |
|----------|-----------------------|
| 浅原利正 | 広島県病院事業管理者 |
| 荒川正昭 | 新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター長 |
| アリソン・ビール | オックスフォード大学日本事務所代表 |
| 稲垣卓 | 福山市立大学長 |
| 及川良一 | 国立音楽大学教授 |
| 荻上紘一 | 前 大妻女子大学長 |
| 片山英治 | 野村證券株式会社主任研究員 |
| 川嶋太津夫 | 大阪大学教授 |
| 下條文武 | 新潟大学名誉教授 |
| 近藤倫明 | 北九州市立大学長 |
| ○佐藤東洋士 | 桜美林学園理事長・桜美林大学総長 |
| 鈴木賢次郎 | 東京大学名誉教授 |
| 土屋俊 | 大学改革支援・学位授与機構教授・幹事 |
| 中島恭一 | 富山国際大学長 |
| 野嶋佐由美 | 高知県立大学副学長 |
| 濱田純一 | 放送倫理・番組向上機構理事長 |
| 早川信夫 | 日本放送協会解説委員 |
| 古沢由紀子 | 読売新聞東京本社論説委員 |
| 前田早苗 | 千葉大学教授 |
| 柳澤康信 | 岡山理科大学長 |
| 山極壽一 | 京都大学総長 |
| 山本健慈 | 国立大学協会専務理事 |
| 山本進一 | 岡山大学理事・副学長 |
| ◎吉川弘之 | 科学技術振興機構特別顧問 |
| 吉田文 | 早稲田大学教授 |

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

| | |
|------|-----------------------|
| 荒川正昭 | 新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター長 |
| 稲垣卓 | 福山市立大学長 |
| 荻上紘一 | 前 大妻女子大学長 |
| ◎土屋俊 | 大学改革支援・学位授与機構教授・幹事 |
| 中島恭一 | 富山国際大学長 |
| ○山本泰 | 大学改革支援・学位授与機構特任教授 |

※ ◎は主査、○は副主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第2部会)

| | |
|--------|----------------------|
| 小川宣子 | 中部大学教授 |
| ◎ 荻上紘一 | 前 大妻女子大学長 |
| ○ 片桐恭弘 | 公立ほこだて未来大学長 |
| ○ 亀山郁夫 | 名古屋外国語大学長 |
| ○ 近藤倫明 | 北九州市立大学長 |
| 佐々木徹郎 | 愛知教育大学教授 |
| 菅原悦子 | 岩手大学理事・副学長 |
| 只腰親和 | 中央大学教授 |
| 土屋俊 | 大学改革支援・学位授与機構教授・幹事 |
| 永田敬 | 大学改革支援・学位授与機構研究開発部主幹 |
| 花泉修 | 群馬大学教授 |
| 濱口哲 | 新潟大学理事・副学長 |
| 廣嶋康裕 | 大学改革支援・学位授与機構特任教授 |
| 前田早苗 | 千葉大学教授 |
| ○ 村田隆紀 | 京都教育大学名誉教授 |
| 山本泰 | 大学改革支援・学位授与機構特任教授 |

※ ◎は部会長、○は副部会長

(4) 大学機関別認証評価委員会財務専門部会

| | |
|--------|---------------|
| ◎ 泉澤俊一 | 公認会計士、税理士 |
| 片山英治 | 野村證券株式会社主任研究員 |
| 神林克明 | 公認会計士、税理士 |
| 北村信彦 | 公認会計士、税理士 |
| 竹内啓博 | 公認会計士、税理士 |
| ○ 山本進一 | 岡山大学理事・副学長 |

※ ◎は部会長、○は副部会長

4 本評価報告書の内容

(1) 「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、「Ⅱ 基準ごとの評価」において基準1から基準10のすべての基準を満たしている場合に当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていると判断し、その旨を記述しています。なお、一つでも満たしていない基準がある場合には、当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていないと判断し、その旨及び、「満たしていない基準及び根拠・理由」を記述しています。

また、対象大学の目的に照らして、「優れた点」、「改善を要する点」等がある場合には、それらの中から主なものを抽出し、上記結果と併せて記述しています。

(2) 「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1から基準10において、当該基準を満たしているかどうかの「評価結果」及び、その「評価結果の根拠・理由」を記述しています。加えて、取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合等には、それらを「優れた点」、「更なる向上が期待される点」及び「改善を要する点」として、それぞれの基準ごとに記述しています。

(※ 評価結果の確定前に対象大学に通知した評価結果(案)の内容等に対し、意見の申立てがあった場合には、「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」として、当該申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述することとしています。)

(3) 「参考」

「参考」では、対象大学から提出された自己評価書に記載されている「i 現況及び特徴」、「ii 目的」を転載しています。

5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象大学に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学すべての評価結果を取りまとめ、「平成28年度大学機関別認証評価実施結果報告」として、印刷物の刊行及びウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

I 認証評価結果

埼玉大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学改革支援・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 人文社会科学研究科では、大学教育のグローバル化を推進するため、外国人教員の採用を積極的に進めており、外国人教員比率が全国平均に比べ著しく高い。
- 平成 25 年度文部科学省「科学技術人材育成費補助事業（テニュアトラック普及・定着事業）」に採択され、卓越した若手研究者の育成、資質の向上を実現している。
- 経済学部では、国際的に活躍し得る資質の涵養を目指す、グローバル・タレント・プログラムを推進し、現地研修型の授業における現地調査、長期留学、英語論文の執筆などを実施し、多くの学生が参加している。
- 平成 24 年度科学技術振興機構「次世代人材育成事業」に採択された「理数系教員養成拠点構築プログラム」において、支援事業終了後も取組を継続し、埼玉県教育委員会、さいたま市教育委員会と共同し、中核的理科教員の養成と教員支援システムの構築を行っている。
- 平成 23 年度文部科学省「理数学生育成支援事業」に採択された「ハイグレード理数教育プログラム（HiSE P）」を、理学部の副専攻プログラムとして実施し、履修科目群の中にインターンシップを設け、その受講を積極的に促すとともに海外研修を実施するなど、支援事業終了後も取組を継続し、成果を教育に反映させている。
- 文部科学省「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～」の支援を受け、多くの学生が留学している。
- 充実した内容をもつ『教員用授業ハンドブック』を作成し、シラバス作成から成績評価、授業の実施に必要な各種手続き、教務システムの利用方法、成績評価方法等 F D で使用した資料、授業改善の例等を掲載するなど、授業の円滑な実施と質の向上のための工夫がなされている。

主な更なる向上が期待される点として、次のことが挙げられる。

- フランスのパリ第 7 大学とのダブル・ディグリー制度を学部レベルで導入し、平成 28 年度入学生から選抜された第 1 期生がこのプログラムに参加しており、今後の成果が期待される。
- 平成 24 年度文部科学省「グローバル人材育成推進事業（特色型）」に、グローバル人材育成のための拠点大学として採択され、多くの学生が留学し海外インターンシップを経験するなど、今後の成果が期待される。

II 基準ごとの評価

基準1 大学の目的

- 1-1 大学の目的（使命、教育研究活動を展開する上での基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が学校教育法に規定されている、大学一般に求められる目的に適合するものであること。

【評価結果】

基準1を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 1-1-① 大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

大学の目的は、学則第1条に、「研究と教育を両輪とする個性的な総合大学の構築を通じて、専門性を軸に幅広い教養を備えた人材の育成に努めるとともに、地球規模での人類的課題や地域社会が抱える現実的課題に応える研究を積極的に推進する。併せて、大学の知的活動とその成果を地域社会に還元する「社会に開かれた大学」、国際化時代に即応しうる「世界に開かれた大学」を目指し、時代の新しい要請に応える活動を積極的に進める。」と定めており、学校教育法第83条の理念を踏まえている。また、これらの目的を具体化した基本方針を定め、第3期中期目標には、基本目標として「次代を担う人材を育成する高度な教育を実施」「地域社会とのコミュニケーションを積極的に図り、そのニーズに応じた人材を育成」「多様なグローバル人材を育成」と明記されている。さらに、この期間の大学のビジョンとして「埼玉大学 All in One Campus at 首都圏埼玉～多様性と融合の具現化」を掲げている。

学部の目的は、学則第14条において、教養学部、経済学部、教育学部、理学部、工学部ごとに人材育成を教育研究上の目的として定めている。また、それぞれの学部規程第3条において、経済学部、教育学部、理学部及び工学部の学科等の目的を定めている。

これらのことから、目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的に適合していると判断する。

- 1-1-② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

大学院の目的は、大学院学則第1条に、「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与すること」と定めており、学校教育法第99条に掲げる理念を踏まえている。また、修士課程及び博士前期課程の目的は、大学院学則第2条に、「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養う」とし、博士後期課程の目的は、同第3条に「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」とし、さらに、専門職学位課程の目的は、同第3条の2に、「専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培う」と定めている。

研究科の目的は、大学院学則第5条に、人文社会科学研究科博士前期課程、教育学研究科修士課程、理工学研究科博士前期課程、第5条の2に、人文社会科学研究科博士後期課程、理工学研究科博士後期課程、

及び第5条の3に、教育学研究科専門職学位課程について定めている。専攻又はコースの目的は、それぞれ人文社会科学研究科規程第4条、教育学研究科規程第3条、理工学研究科規程第3条の2及び第3条の3に定めている。

これらのことから、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的に適合していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

基準2 教育研究組織

- 2-1 教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準2を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

2-1-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

学則に定めた教育研究上の目的を達成するため、人文・社会科学領域、教育学領域、自然科学工学領域に渡る5学部を設置し、各学部には以下の学科・課程を置いている。

- ・ 教養学部（1学科：教養学科）
- ・ 経済学部（1学科：経済学科）
- ・ 教育学部（2課程：学校教育教員養成課程、養護教諭養成課程）
- ・ 理学部（5学科：数学科、物理学科、基礎化学科、分子生物学科、生体制御学科）
- ・ 工学部（7学科：機械工学科、電気電子システム工学科、情報システム工学科、応用化学科、機能材料工学科、建設工学科、環境共生学科）

平成25年度文部科学省「国立大学改革強化推進事業」に採択された「学部の枠を越えた再編・連携による大学改革～ミッションの再定義に基づく研究力と人材育成の強化～」に基づき、組織の再編や入学定員の見直しを前提に、「理工系人材育成の量的・質的強化」、「人文社会系人材育成の質的強化」、「教員養成の質的強化」を掲げ大学改革に取り組んでいる。

「理工系人材育成の量的・質的強化」では、平成28年度に理学部及び工学部において、教育プログラムを大括り化するため、両学部を横断する「理工系基礎教育プログラム」が開設されている。「人文社会系人材育成の質的強化」では、平成27年度に経済学部において、学生や社会のニーズに応え、専門性を高める教育を実現するために、3学科体制を廃して1学科にまとめ、専門教育を4領域に分けて経済分析メジャー、国際ビジネスと社会発展メジャー、経営イノベーションメジャー、法と公共政策メジャーの4メジャー体制に改組されている。「教員養成の質的強化」では、平成27年度に教育学部において、地域の教育ニーズに応える力量のある質の高い教員の養成を行うために組織再編が行われ、学校教育教員養成課程に小学校コース、中学校コース、乳幼児教育コース、特別支援教育コースが設置されている。

これらのことから、学部及びその学科・課程の構成が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-1-② 教養教育の体制が適切に整備されているか。

教養教育に関しては、基盤科目及び外国語科目を設けており、学則第6条に基づいて置かれた組織である教育機構の下に設置された、教育企画室及び基盤教育研究センターが、基盤科目の企画・立案及びその実施を担当している。教育企画室は、教育機構長（副学長）、副機構長（教員1人、事務職員1人の計2人）、専任教員、兼任教員（5学部から各1人が教育企画室へ兼務）、事務職員から構成され、教員の副機構長が

教育企画室長となる。基盤教育研究センターは、センター長、専任教員、兼任教員、事務職員から構成され、センター長は教育企画室長が兼ねる。

基盤科目の企画立案は、基盤教育研究センターが行い、教育企画室は全学的視点から企画案の決定及び各学部との調整を行う体制となっている。教育企画室と基盤教育研究センターの関係・連携は、以下のよう整理できる。

教育企画室、基盤教育研究センターは教育機構に設置された組織で、どちらも全学の教育の企画に関わるが、教育企画室が企画・立案を学長に提言し、教育企画室長が基盤教育研究センター長を兼ねることから、全学の教育については教育企画室が上位にある。

教育企画室は、基盤教育の方針を立てるとともに、基盤教育研究センターで検討された開設科目・科目数を決定し、各学部選出の兼任教員が学部を持ち帰り、基盤科目担当専任教員の選出及び非常勤講師のコーディネートを行っている。基盤科目担当専任教員の最終的な決定は、教育企画室が行っている。

外国語科目のうち英語については、英語教育開発センターが科目の設計・実施を担当している。その他の外国語は、教育企画室の下に設置された外国語部会が科目の設計・実施を担当している。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備されていると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

大学院学則に定めた大学院課程における教育研究の目的を達成するために、3研究科を置き、各研究科には以下の専攻を設置している。

- ・ 人文社会科学研究科（博士前期課程3専攻：文化環境専攻、国際日本アジア専攻、経済経営専攻、博士後期課程2専攻：日本アジア文化専攻、経済経営専攻）
- ・ 教育学研究科（修士課程2専攻：学校教育専攻、教科教育専攻、専門職学位課程1専攻：教職実践専攻）
- ・ 理工学研究科（博士前期課程6専攻：生命科学系専攻、物理機能系専攻、化学系専攻、数理電子情報系専攻、機械科学系専攻、環境システム工学系専攻、博士後期課程1専攻：理工学専攻）

人文社会科学研究科は、文化科学研究科と経済科学研究科を統合する形で平成27年度に新たに設置されている。

教育学研究科は、平成28年度から専門職学位課程である教職実践専攻（教職大学院）を設置しており、現職教員の教務力（教育実践力、学校マネジメント、学級経営力からなる教師力）向上に資する体制が整えられている。また、東京学芸大学を基幹大学として、埼玉大学、横浜国立大学及び千葉大学の4大学が連携協力して教育研究を実施する、連合学校教育学研究科（博士課程1専攻：学校教育学専攻）が設置されている。

理工学研究科は、理化学研究所、産業技術総合研究所、埼玉県環境科学国際センター、埼玉県立がんセンター臨床腫瘍研究所、国立環境研究所、物質・材料研究機構、放射線医学総合研究所、自治医科大学大学院医学研究科の協力を得て、博士後期課程理工学専攻に連携先端研究コースが設置されている。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

教育研究に関わる組織として、教育機構、研究機構、図書館、情報メディア基盤センター、国際本部、附属学校を置いている。

教育機構には、教育企画室、基盤教育研究センター、英語教育開発センター、日本語教育センター、社会調査研究センター、アドミッションセンター、統合キャリアセンターSU、保健センターを置き、研究機構には、研究企画推進室、オープンイノベーションセンター、先端産業国際ラボラトリーを置き、国際本部には、国際企画室、国際開発教育研究センターを置いている。また、教育学部の附属学校として、附属幼稚園、附属小学校、附属中学校、附属特別支援学校がある。センター及び附属学校はそれぞれの規程等に目的を定めて運営している。

平成25年10月には、社会調査研究センターが教育機構所属に配置換えされ、専任スタッフ及び事務職員（非常勤）を置く組織として強化されている。また、全学の教育に関する企画・立案機能の強化を図り、教育の質を向上させるため、専任教員を配置した基盤教育研究センターを設置している。さらに、平成28年度には、学生支援センターと教員免許センターを機能強化のために統合し、学生の就職・生活に関する総合的な支援の企画、立案及び実施、教育職員免許状更新講習の企画及び実施を目的とする統合キャリアセンターSUが設置されている。

これらのことから、附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

学則第23条に基づき、教育研究に関する重要事項を審議するため、教育研究評議会を設置し、月1回の定例開催としている。さらに、学則第25条に基づき、学部の教育研究に関する事項を審議するため、各学部に教授会、大学院学則第7条に基づき、大学院の教育研究に関する事項を審議するため、人文社会科学研究科及び理工学研究科に研究科教授会を、大学院学則第7条の2に基づき、教育学研究科に研究科委員会をそれぞれ置き、定例で月1回程度開催している。

教育課程や教育方法等を検討する組織として、全学の教育に関する企画・立案を学長に提言し、実施するために、教育企画室が設けられ、教育企画室会議が月2回程度開催されている。

また、全学的な教育に係る事項の企画案の作成及び決定された企画の実施を行うために、基盤教育研究センターが設けられ、同センター会議が月2回程度開催されている。

教育研究評議会・教育企画室会議等の報告・審議事項は、各学部・研究科教授会で報告され、必要に応じて教授会等構成員の意見を集約して教育研究評議会等に報告され、組織間での連携が図られている。

各学部・研究科においては、教育課程や教育方法等の検討のため、カリキュラム委員会や教育企画委員会等を組織し、全学の教育企画室の委員がオブザーバーとして参加するなど、全学と各学部・研究科との連携を図っている。

これらのことから、教授会等が教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っており、また、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切に構成され、必要な活動を行っている と判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準が定められ、適切に運用されていること。また、教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に実施され、教員の資質が適切に維持されていること。
- 3-3 教育活動を展開するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

教員は、教育学部、大学院研究科研究部（人文社会科学研究科、理工学研究科）、教育機構、研究機構、情報メディア基盤センター、国際本部の7部局に所属しており、学部と大学院において教育を担っている。

教育学部に所属する教員は学部を本務として学部教育を担当するとともに、教育学研究科修士課程での大学院教育を兼務する。

人文社会科学研究科及び理工学研究科には、研究部と教育部が置かれ、人文社会科学研究科研究部に所属する教員は、同研究科教育部における博士前期、後期課程での大学院教育と教養学部及び経済学部での学部教育を兼務する。理工学研究科研究部に所属する教員は、同研究科教育部における博士前期、後期課程での大学院教育と理学部及び工学部での学部教育を兼務する。

各学部の教育研究では学部長が全体の責任を負い、学部内の各専修課程（教養学部）、メジャー（経済学部）、講座（教育学部）、学科（理学部、工学部）には各々、専修代表、メジャー長、講座主任、学科長が置かれ、さらにカリキュラム等教育研究に関わる様々な事項を扱う各種委員会が役割分担を行うことで、組織的な連携体制が確保され、学部の教育研究が行われている。

大学院の教育研究では、各研究科において研究科長が（教育学研究科のみ教育学部長が兼任）、全体を統括する責任を負っている。人文社会科学研究科及び理工学研究科の場合、教育部では教育部長の責任体制の下、各専攻に専攻長を置き、理工学研究科ではさらに各コースにコース長が置かれている。研究部では研究部長の下、人文社会科学研究科では各研究領域に研究領域長、理工学研究科では各研究部門に研究部門長を置いている。教育学研究科では各専攻に専攻代表を置いている。これら各組織の長の責任の下、教育研究に関わる各種委員会が役割分担を行うことで組織的な連携体制が確保され、大学院の教育研究が行われている。

なお、理工学研究科は、理化学研究所（33人）、産業技術総合研究所（10人）、埼玉県環境科学国際センター（3人）、埼玉県立がんセンター臨床腫瘍研究所（1人）、国立環境研究所（2人）、物質・材料研究機構（1人）、放射線医学総合研究所（2人）、自治医科大学大学院医学研究科（0人）の連携教員の協力を得ている。（括弧内は平成28年4月現在の連携教員数。）

これらのことから、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

学士課程における教員数は、次のとおりであり、大学設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

- ・ 教養学部：専任 48 人（うち教授 36 人）、非常勤 44 人
- ・ 経済学部：専任 49 人（うち教授 22 人）、非常勤 49 人
- ・ 教育学部：専任 99 人（うち教授 50 人）、非常勤 79 人
- ・ 理学部：専任 72 人（うち教授 29 人）、非常勤 28 人
- ・ 工学部：専任 138 人（うち教授 52 人）、非常勤 69 人
- ・ 教育機構：専任 15 人（うち教授 4 人）、非常勤 74 人

基盤科目及び外国語科目は、全学的な体制の下、学問分野が関連する学部等の専任の教員が授業の実施に責任を持っている。教育上主要と認める授業科目の 82.8%を専任の教授、准教授が担当している。

これらのことから、必要な教員が確保されており、また、教育上主要と認める授業科目には、原則として専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

3-1-③ 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

専門職学位課程を除く大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数、専門職学位課程における専任教員数は、次のとおりであり、大学院設置基準及び専門職大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

〔修士課程〕

- ・ 教育学研究科：研究指導教員 96 人（うち教授 49 人）、研究指導補助教員 0 人

〔博士前期課程〕

- ・ 人文社会科学研究科：研究指導教員 99 人（うち教授 61 人）、研究指導補助教員 0 人
- ・ 理工学研究科：研究指導教員 182 人（うち教授 85 人）、研究指導補助教員 39 人

〔博士後期課程〕

- ・ 人文社会科学研究科：研究指導教員 53 人（うち教授 35 人）、研究指導補助教員 0 人
- ・ 理工学研究科：研究指導教員 137 人（うち教授 85 人）、研究指導補助教員 22 人

〔専門職学位課程〕

- ・ 教育学研究科：15 人（うち教授 9 人）、実務家教員 6 人

これらのことから、大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

教員組織の活動を活性化するために、すべての学部・研究科で教員の採用に当たって公募制を原則としている。

教員の年齢構成について、25～34歳が9.1%、35～44歳が25.7%、45～54歳が34.2%、55～64歳が30.4%、65歳以上が0.6%であり、教員採用に当たっては年齢分布のバランスに配慮している。

男女共同参画室を設置し、男女共同参画、次世代育成支援対策の推進及び女性研究者がその能力を発揮

するために必要な研究環境の整備等の支援を行っている。例えば、出産、育児、介護に関する休業・休暇制度やベビーシッター育児支援事業などの各種支援制度を整備しており、『教職員のための育児・介護支援制度ガイドブック』を作成・配布する等、支援制度の周知と促進を図っている。平成28年5月現在の女性教員比率は、人文社会科学研究科、教育学部、理工学研究科で各々24.5%、30.6%、7.5%であり、人文社会科学研究科と教育学部で比較的高い。第3期中期計画の中で、女性教員の採用比率を人文社会系部局においては40%、教員養成系部局においては30%、自然科学系部局においては20%以上を目指しており、教員公募の際には、男女共同参画社会基本法の精神に則り、男女共同参画を推進している旨を明記している。

外国人教員についても可能な限り国際公募を行うなどグローバル化を意識しており、特に人文社会科学研究科では外国人教員の比率が平成28年5月現在16.7%であり、全国平均に比べ著しく高い。

平成26年度には、若手及び外国人等の新たに採用した教員10人に年俸制を適用し、さらに、平成27年度に、新たに教員2人が年俸制に移行する等、計画的に年俸制を適用している。

理工学研究科で、教育研究の一層の発展を図ることを目的として、広く社会に人材を求め、各界にあって、優れた知識及び経験を有し、教育上の能力があると認められる者を採用することとし、平成27年度に混合給与制（クロス・アポイントメント制）を導入し、2人の実務家教員を採用している。

サバティカル制度については、全学的に制度を整備しており、平成23年度5人、平成24年度13人、平成25年度9人、平成26年度5人、平成27年度6人の計38人が国内、あるいは海外で長期研修、研究休職を行っている。

教員組織の流動性を確保するため、人文社会科学研究科では、平成24年度文部科学省「経済社会の発展を牽引するグローバル人材育成支援事業」の一環として、平成25～27年度に7人の教員を任期付きで採用し、理工学研究科においては助教について任期制を導入している。

平成24年度よりテニュアトラック制を導入することを決定し、卓越した若手研究者の育成を目指した「埼玉大学・若手研究リーダー育成プロジェクト（SUTTプロジェクト）」を立ち上げ、平成25年度には、文部科学省の「科学技術人材育成費補助事業（テニュアトラック普及・定着事業）」に採択され、平成25～27年度で計8人のテニュアトラック教員を採用している。このプロジェクトは、学長のリーダーシップの下、研究機構と実施部局（人文社会科学研究科、理工学研究科）が連携して推進するものであり、研究協力課内にテニュアトラック推進オフィスを設け、支援体制の充実を図るとともに、平成26年度よりテニュアトラック教員支援等担当の教員（特任教授）を研究機構内に配置し、テニュアトラック教員の研究活動が円滑・活発に行われるよう支援している。

一部の学部では、教育レベルの向上を目指して優秀教員表彰制度を取り入れている。工学部では、「学生による授業評価」の結果を基に、毎年授業評価の高い教員4人にベストレクチャー賞を授与し、その受賞者からのアドバイスあるいは模範的な講義を通じて、教員の教育力向上に努めている。

これらのことから、大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

採用・昇任の教員人事については、教員の人事に関する規則、人事委員会細則に定めている。選考の基準については教員選考基準に定め、教育能力、研究業績等を評価することとしている。さらに教養学部、教育学部、大学院理工学研究科においては採用・昇任に関して目的、特徴に沿った独自の基準を設けてい

る。

すべての学部、研究科で、研究実績や教育実績、抱負等を書類審査している。さらに経済学部では、採用、昇任に関して、経済学部人事ルールに従って研究業績を点数化して、クリアすべき基準を明確にしている。研究業績については、資格審査委員だけでなく、外部の評価者2人からの評価も求めている。また、その他の学部においても、面接、模擬講義、授業視察等により教育能力を確認している。

これらのことから、教員の採用基準等が明確に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

教員活動評価については、教員活動評価の基本方針、教員活動評価実施要項に基づき、教育活動、研究・開発に関する業績・活動、大学運営への貢献、社会への貢献の4領域について、学部、大学院研究科等、各部局で定めた教員活動評価実施要領により毎年度実施している。教育・研究等評価室により、教員活動報告書のウェブ入力システムを整備しており、全教員は自らの活動について、報告を行っている。提出された教員活動報告書データは、各部局の長、あるいは部局評価委員会によって個別に評価され、その結果は教育・研究等評価室に報告されるとともに本人に通知され、活動の改善を促すものとなっている。評価結果は勤勉手当や昇給区分等に反映され、評価の著しく低い教員に対しては、部局長が面談をするなどの措置が取られている。また、最終的な評価結果は、教員活動評価実施報告書として大学ウェブサイトで公表している。

これらのことから、教員の教育及び研究活動に関する評価が継続的に行われており、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされていると判断する。

3-3-① 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

教務関係・厚生補導等を担う事務職員は、学務部の教育企画課、学生支援課、さらに各学部・研究科の支援室に、学生数及び業務量に応じて配置されている。技術職員は、平成24年4月に旧技術部を改組し、全学組織である研究機構の下に設置された総合技術支援センターに所属し、教育活動の支援や補助等を行うため、理工系の学部・研究科からの要望、さらには全学組織や事務局等からの多様な業務の要望に対して技術的・専門的立場から柔軟かつ的確に対応するため、業務プロジェクトごとに教育研究支援を行っている。教育学部においては、教職指導員を置き、県・市教育委員会に依頼し、学校管理職や教育委員会幹部職員を経験した者を採用し、教員採用試験対策としての小論文指導、面接指導（集団、個別）等の業務を行っている。図書館には専門試験（図書）での採用若しくは司書資格を有する職員を配置している。主に教育支援を行う事務職員、技術職員、図書館の専任職員は、それぞれ、57人、47人、5人である。

TAについては、必要度に応じて学科等の教育単位ごとに大学院学生が配置され、演習、学生実験等で活用されている（平成27年度572人）。また、学生相互の成長と経済的支援の充実を図るため、平成26年度からSA（スチューデント・アシスタント）制度を導入し、教育学部、理学部、工学部、教育機構（英語e-learning科目、基盤科目）において必要とする授業科目ごとに学部学生が配置され、講義等の教育補助で活用されている（平成27年度95人）。

これらのことから、教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 人文社会科学研究科では、大学教育のグローバル化を推進するため、外国人教員の採用を積極的に進めており、外国人教員比率が16.7%と、全国平均に比べ著しく高い。
- 平成25年度文部科学省「科学技術人材育成費補助事業（テニュアトラック普及・定着事業）」に採択され、平成25～27年度で計8人のテニュアトラック教員を採用し、卓越した若手研究者の育成、資質の向上を実現している。

基準4 学生の受入

- 4-1 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、それに沿って、適切な学生の受入が実施されていること。
- 4-2 実入学者数が入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

4-1-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。

大学の基本方針及び教育目的に沿って、学士課程及び大学院課程に関して全学の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を定め、学士課程及び大学院課程の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、各学部及び研究科の入学者受入方針を定めている。

例えば工学部においては、次のように定めている。

「工学部では、次のような人が入学することを望んでいます。

- ① 高等学校までに学ぶべき事項を幅広く修得している人
- ② 入学後の学修において必要となる数学、理科、英語などの基礎学力を有している人
- ③ 国際的なプレゼンテーションやコミュニケーションの能力を修得するために必要な基礎学力を有している人
- ④ 知識を応用問題に活かすために、論理的思考ができる人
- ⑤ 工学の問題に関して知的好奇心が旺盛で、自ら学ぼうとする学習意欲のある人
- ⑥ 専門技術者として、グローバルな視点に立って国際社会に貢献する意欲のある人（中略）

工学部では、広く全国の高等学校卒業生、帰国子女、外国人留学生などの中から、学士課程教育を受ける適性のある人を積極的に受入します。多様な入学者を受け入れるため、それぞれの条件を考慮して以下のような複数の入学試験を実施します。

(1) 一般入試（前期日程）

- ・ 高等学校における学習状況等を記載した出身学校長作成の「調査書」を選抜の基礎資料とします。
- ・ 基礎的な学力を調べるために大学入試センター試験を課します。
- ・ 5学科では、専門教育の基礎となる学力を調べるために、数学の教科についての試験を課します。
- ・ 2学科では、知識、理解力、論理的思考力、表現力などを総合的に調べるために、総合問題あるいは小論文を課します。

(2) 一般入試（後期日程）

- ・ 高等学校における学習状況等を記載した出身学校長作成の「調査書」を選抜の基礎資料とします。
- ・ 基礎的な学力を調べるために大学入試センター試験を課します。
- ・ 専門教育の基礎となる学力を調べるために、数学、理科、英語の教科についての試験を課します。

(3) アドミッション・オフィス入試

- ・ 埼玉大学の高大連携公開講座授業を受講させ、授業時に出題される課題に対するレポート、授業終了時に行われる小テストを課します。レポートや小テストでは、高等学校における学習を基に、

授業に対する理解力を確認します。

- ・ 面接を課します。面接では、数学・英語の基礎学力に加えて、プレゼンテーション及びコミュニケーション能力を確認します。
- ・ 選抜は、高等学校における学習状況を記載した出身学校長作成の「調査書」、「志望の理由」、毎回の講義終了時の小テスト、課題に対するレポート及び面接により総合して行います。

(4) 推薦入試

- ・ 高等学校における学習状況を記載した出身学校長作成の「推薦書」・「調査書」と「志望の理由」を選抜の基礎資料とします。
- ・ 面接を課します。面接では、口頭試問による学力や、プレゼンテーション及びコミュニケーション能力を確認します。
- ・ 1学科では数学及び理科の基礎学力を検査するために大学入試センター試験を課します。
- ・ 1学科では小論文を課します。小論文では理解力、論理的な思考力や表現力などを重視します。

(後略)

他の学部・研究科においても同様に定められているが、一部の研究科では、求める学生像は示されているものの、入学者選抜の基本方針は示されていない。しかし、個々の選抜試験については、学力検査実施教科・科目等として取りまとめ、入学者選抜に関する要項としている。

各学部においては、入学者選抜の基本方針及び求める学生像を示し、基礎知識、論理的思考力、表現力、コミュニケーション能力、将来への目的意識、関心、学習への意欲等を評価する旨を明記している。

なお、各学部・研究科の入学者受入方針については、学校教育法施行規則の一部改正を受けて改定作業中である。

これらのことから、入学者受入方針は平成28年度において改善の余地があるものの、定められている。なお、学校教育法施行規則の一部改正を踏まえて、見直しを行っており、平成29年度から改定することを確認している。

4-1-② 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。

入学者受入方針に基づいた学生を受け入れるために、各学部において一般入試及びそれぞれの特性に応じて特別入試（AO（アドミッション・オフィス）入試、推薦入試・社会人入試、帰国子女入試、海外留学経験者入試、私費外国人留学生入試）を実施している。一般入試においては、前期日程、後期日程に分け、各学部・学科ないし課程・コースが指定する大学入試センター試験科目を課すとともに、個別学力検査、小論文、面接（口頭試問を含むものもある。）、実技検査等を課している。

教養学部では個性豊かな多様な学生を受け入れるための特別選抜として、海外留学経験者、帰国子女特別選抜を行い、経済学部では前期日程（一般入試枠）ではセンター試験と個別学力検査を課すとともに、グローバル化に向けてグローバル・タレント・プログラム実施のために、国際プログラム枠においてセンター試験と英語力検定試験（TOEFL、TOEIC等）及び個別試験（小論文）を課している。教育学部、理学部、工学部でも、入学者受入方針に沿って一般入試（前期日程、後期日程）と特別入試を行い、多様な入学者選抜を実施している。

大学院課程においては、修士課程及び博士前期課程では、学力検査、面接、小論文によって総合的に可否を判断している。理工学研究科の博士前期課程及び博士後期課程では、学力検査、面接のほか、研究実績や研究計画書等の調書も合わせて総合的に判定している。人文社会科学研究科及び理工学研究科においては留学生、社会人、編入学生の受入、及び秋期入学を実施している。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されていると判断する。

4-1-③ 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

入学者選抜の実施体制については、学長の下、教育機構に入学者受入方針に応じた入学者選抜を実現するための具体的方策を企画・立案し、円滑な入学者選抜の実施を図ることを目的に、アドミッションセンターを設置している。各学部からの兼任教員をセンター員として任命し学部間の連携と調整を図りながら、入学者選抜を遂行している。具体的には、学長、アドミッションセンター長（理事（教学・学生担当））、学務部長、入試課長、事務担当からなる入学試験本部を設置し、その下に各学部の試験場本部（学部長、試験場主任、学部アドミッション委員長、事務主任）を置き、相互に連携して個別学力検査等の入学試験業務を実施している。各学部においては入学試験実施要領を作成し、試験場本部の設置、試験場の準備・運営・管理、監督者心得、監督要領、不測の事態への対応等を明示し、試験を実施している。

入試問題作成は、学長が任命した専門委員及び問題作成委員が行い、アドミッションセンターの責任において、点検・相互点検・校正・印刷の作業を確実に実施する体制をとっている。相互点検では、教科ごとの専門委員及び問題作成委員とは別に問題を点検する委員を置き、複数回の相互点検を行い出題ミス防止等の徹底を図っている。採点委員は、問題作成時に準備した解答例及び採点基準に基づく採点の上、複数回の相互点検を行い採点ミス防止等の徹底を図っている。

合否判定は、各学部のアドミッション委員会の判定原案に基づいて、各学部が教授会の議を経て学長が行っている。

大学院入試においても、各研究科長を責任者とする研究科のアドミッション委員会が設置され、任命された専門委員、問題作成委員及び試験実施委員により、学生募集要項に基づいた学力検査、面接、実技検査等による入学者選抜が実施されている。合否判定は、研究科教授会又は研究科委員会において行い、判定後、入学許可は学長が行っている。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-1-④ 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

各学部アドミッション委員会にワーキンググループ等を置き、推薦入試、個別学力検査（前期・後期）別に、入学者受入方針に沿った適切な入学者選抜方法が実施されているかどうか検討するとともに、毎年、新入生を対象としたアンケート実施（追跡調査）等によって検証を行い、アドミッション委員会等において、これらの調査結果を基に入学者選抜方法の改善を検討している。

大学院における入学者選抜の検証は、各研究科のアドミッション委員会等において行われており、検証の結果を入学者選抜の改善に反映するよう検討している。

検討の結果に基づき、教養学部では、平成28年度入試より、国内外の社会への関心と論理的思考力・表現力を評価するため、従来の大学入試センター試験に加えて、後期日程入試で個別試験（小論文）を課している。経済学部では、平成26年度入試より国際的に多様な分野の諸課題に取り組める人材を育成するため新設した、国際プログラム卒（前期日程入試）を受験した学生に多様な志向性があることが高等学校の進路指導担当者との面談から判明したため、この学外者の意見を活かして入試方法を見直し、平成28年度より国内外の社会への関心と論理的思考力・表現力を評価するための個別試験（小論文）を課す改革を行っている。また、全学的には、平成27年度よりアドミッションセンターの入学者選抜実施部門に入試改革検討ワーキンググループを設置し、中央教育審議会答申等を踏まえ、入学者受入方針の明確化、入学者の追

跡調査等による、選抜状況の妥当性・信頼性の検証等を行っている。

大学院入試に関しても、検討の結果、人文社会科学研究科・博士後期課程（日本アジア文化専攻）においては、志願者状況を分析して、平成 29 年度入試より、実施時期を 12 月から 2 月に変更している。また、教育学研究科においては、入学者受入方針の内容を再検討し、求める人物像を明確化することによって面接時に活かす等、入学者選抜の改善を図っている。さらに、理工学研究科においては、口述試験の導入、英語試験における TOE I C の活用、入試時期の変更を行っている。

これらのことから、入学者受入方針に沿った学生の受け入れが実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

4-2-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

平成 24～28 年度の 5 年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。（ただし、平成 27 年 4 月に設置された人文社会科学研究科（博士前期課程及び博士後期課程）については、平成 27～28 年度の 2 年分、また、平成 28 年 4 月に設置された教育学研究科（専門職学位課程）は、平成 28 年度の 1 年分。）

〔学士課程〕

- ・ 教養学部：1.09 倍
- ・ 教養学部（3 年次編入）：1.26 倍
- ・ 経済学部：1.07 倍
- ・ 経済学部（3 年次編入）：1.10 倍
- ・ 教育学部：1.05 倍
- ・ 理学部：1.03 倍
- ・ 工学部：1.03 倍

〔修士課程〕

- ・ 教育学研究科：1.14 倍

〔博士前期課程〕

- ・ 人文社会科学研究科：0.96 倍
- ・ 理工学研究科：1.10 倍

〔博士後期課程〕

- ・ 人文社会科学研究科：1.12 倍
- ・ 理工学研究科：0.92 倍

〔専門職学位課程〕

- ・ 教育学研究科：1.10 倍

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 4 を満たしている。」と判断する。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5-1 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、卒業認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

(大学院課程（専門職学位課程を含む。))

- 5-4 教育課程の編成・実施方針が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等（研究・論文指導を含む。）が整備されていること。
- 5-6 学位授与方針が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、修了認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

5-1-1-① 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。

学則第1条に、「専門性を軸に幅広い教養を備えた人材の育成」という大学全体の教育目的を掲げ、これを踏まえ、各学部の教育目的を学則第14条において定めている。この目的を達成し、学位授与方針に定めた水準の人材を育成するために、全学の教育課程の編成・実施方針を、「学士課程教育においては、適切な教育課程を編成し、標準履修年限を目標にして学生が学位授与の方針にかなう知識の修得、能力や資質の獲得が可能な質の高い教育を全学体制で実施する」としている。各学部では、この全学の教育課程の編成・実施方針を基に、教育内容に応じた学部全体の教育課程の編成・実施方針を定めている。

例えば工学部においては、次のように定めている。

「工学部では、標準履修年限4年を目標にして、学生が「学位授与方針」にかなう知識とこれを応用する能力を獲得し、自らの資質の伸張を可能とする教育課程を編成し、体系的で質の高い教育を実施する。
(抜粋)」

他の学部においても同様に定められているが、教育課程の体系的性及び学位授与方針との一体性・整合性については不十分である。

しかしながら、各学部の教育課程の編成・実施方針については、学校教育法施行規則の一部改正を受けて改定作業中である。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針は平成28年度において改善の余地があるものの、定められている。なお、学校教育法施行規則の一部改正を踏まえて、見直しを行っており、平成29年度から改定することを確認している。

5-1-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

大学の教育目的を達成するため、各学部が定める学士課程教育プログラムを開設し、学士課程教育プログラムを構成する授業科目を学則第 37 条によって外国語科目、基盤科目、初年次科目及び専門科目に区分している。卒業単位要件を各学部とも 124 単位と定めるとともに、各学部の教育目的と授与する学位に対応させ、教育課程の編成・実施方針に従って、各学部が編成する教育課程を各学部規程によって定め、さらに授業科目を各年次に配当して教育課程を編成している。

専門科目を担当する各学部と全学共通科目である外国語科目及び基盤科目を担当する教育機構との全学協力体制の下、大学全体の共通目標である「専門的な深い知識の修得」「専門性のある幅広い基本的知識の修得」「知識を活用できる汎用的な能力の修得」を実現するために、一貫性のある学士課程教育プログラムを設定している。

教育機構は、各学部の学士課程教育プログラムに、教育課程の編成・実施方針を踏まえた統一性を持たせることが望ましいとの方針にもとづいて、①教育の目標、②学士号の取得要件、③カリキュラム、④授業科目群の構成、⑤その他プログラムの 5 項目からなる標準型を示している。さらに、全学共通の基盤科目の構成について、自学部では対応できないが教育課程の編成・実施方針のもとで大学として必要と考える領域・分野の基盤科目を各学部との連携の下に確実に開講できるように設計を行い、人文学科目群・社会科学科目群・自然科学科目群を中心に開講し、併せて情報科目群・市民教育科目群・テーマ科目群と多彩な科目を開講している。基盤科目についての履修要件は各学部・学科等が定めている。平成 27 年度には、初年次科目の充実を図るため、テーマ科目群の中で「大学と出会う」という科目を 4 科目開設し、アクティブ・ラーニングを用いて、初年次学生に大学や社会で必要な基礎学力（読解力、思考力、構想力、表現力）の習得を目指している。

教育課程の系統性を見易くするために、教育機構がカリキュラムマップ及び科目ナンバリングについて、全学統一のフォーマットを作成して、実施を各学部へ促し、各学部は科目ナンバリング及びカリキュラムマップを策定している。基盤科目を含む科目ナンバリング及びカリキュラムマップは、大学ウェブサイト上で公表されている。

教育機構による全学的な教育改革等を踏まえ、各学部は、それぞれの教育課程の編成・実施方針に基づいて、様々な授業科目、授業内容を設定し、体系的に教育課程を編成している。例えば経済学部では、1 年次向けの必修科目として入門科目、ツール科目群、「プレゼミ」を配置し、2 年次から所属する 4 つのメジャーごとに、5 科目の必修科目（うち 1 科目は英語による専門基礎科目）、15 科目（うち最低 1 科目は英語による専門科目）中 10 科目の選択必修科目を配置している。また、より進んだ学習として英語による社会科学系日本研究科目 11 科目を各メジャー共通の選択科目として設置することにより、入門からより高次の専門科目に至るまでの段階的な学習と、各段階で英語による専門科目を配置して教育の国際化を図っている。

学士課程において授与される学位には、専攻分野に応じて教養、経済学、教育学、理学、工学の名称を付記している。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-1-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

学生の多様なニーズへの配慮について、教養学部では、学生が「深く、広く、自由に」学べるプログラムとして、卒業要件124単位のうち、基盤科目、外国語科目、自身が所属する専修の科目により修得すべき92単位以外は、他専修、他学部、海外協定校の専門科目により修得することを認める編成としている。経済学部では、学生の希望に応じて、所属するメジャー以外のメジャーの科目を体系的に学ぶことによって、「マイナー」が認定されるプログラムとしている。教育学部では、幅広い専門性を持った教員養成を実施するために、学芸員、学校図書館司書教諭資格、社会教育主事の資格取得に必要な教育プログラムを用意している。理学部では、学生により広く、より深く、より体系的に学ばせるため、副専攻プログラムを開設し、修了認定要件を満たして申請をした学生に対して修了証を授与している。そのほかにも学生の多様なニーズへの配慮として、各学部における他学部の授業科目の履修、国内外の他大学との単位互換、交換留学制度の実施、ダブル・ディグリー制度を有している。例えば、経済学部では、平成26年度から国際プログラム枠で入学した学生を中心として、国際的に活躍し得る資質の涵養を目指す、グローバル人材育成支援プログラム「グローバル・タレント・プログラム」を開始している。このプログラムでは、現地研修型の授業における現地調査、長期留学、英語論文の執筆などを実施しており、平成27年度入学者のうち24人が海外語学研修を受講し、うち14人が留学している。また、フランスのパリ第7大学と学部レベルのダブル・ディグリー制度を導入し、平成28年度入学生から選抜された5人が、第1期生としてこのプログラムに登録している。

教養学部、経済学部（昼間コース）、工学部（機械工学科、電気電子システム工学科及び建設工学科）では、3年次編入学を実施するとともに、編入生に対する配慮として、入学前の既修得単位を62単位（短期大学等卒業の場合）又は68単位（4年制大学等卒業の場合）を上限として認定する制度を導入している。

社会からの要請に関しては、各学部及び全学共通科目である基盤科目を担当する教育機構において、社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培うための配慮やインターンシップによる単位認定を行っているほか、地域に貢献する取組として、埼玉県を中心とする地域ニーズに即した人材育成のため、地域志向科目「地域創生を考える」を、平成28年度から基盤科目として開設している。

教育学部では、学部共通科目として現代的教育課題科目、人間形成総合科目、地域連携科目、参加的・実践的学習科目等を開講し、学生の多様なニーズ、社会からの要請に応え、地域にも貢献しようとするなどの取組も積極的に行っている。教養学部、経済学部及び理学部では外国語による専門科目の授業を導入している。理学部及び工学部では、理工学研究科と共同で「理工系人材育成の量的・質的強化」（博士前期課程の定員増、大括り化、6年一貫教育）の実施に取り組んでおり、その一環として、科学技術に課せられた課題が多様化・学際化している社会的状況に鑑み、理工系人材に共通的な基本的知識を習得させるため、両学部の学生全員を対象に1年次当初から2年次前期までの期間に「理工系基礎教育プログラム」を開設している。さらに、6年一貫教育の一環として、博士前期課程向け講義を学部4年次生にも開講し、単位を修得した場合（卒業要件単位とはしない。）には、大学院進学後、大学院の単位として認定するなど、学部の教育を大学院教育と連携させている。

学術の発展動向について、例えば、理学部では専任教員では十分にカバーしきれない学問分野を補完し、さらに研究の最先端に関する内容を盛り込んだ授業として、学外から非常勤講師を招へいし、特論等として集中講義を実施するなど、学術の発展動向を反映させた授業を開講している。また、理学部及び工学部では、主に1年次生を対象に、理学部、工学部全学科の教員及び実務家教員が、各専門分野の研究紹介や最近の話題等を分かり易く解説する「理工学と現代社会」を必修科目として開講している。

複雑化する現代的課題への解決能力が求められる中、意欲のある学生に対し、各学部が定める「学士課程教育プログラム」のほかに、英語スキルの向上や地球共通の課題に関する文系、理系を超えた多面的な理解、正しい認識、また社会的、環境的に責任のある行動がとれることを目指すための全学に共通するプログラムとして、「特別教育プログラム (Global Youth)」を開設している。このプログラムは、国際社会で活躍する人材の育成のため、教育機構が開設するものであり、プログラムへ参加を希望する者は、参加希望者を対象とする選抜試験 (①GPA (Grade Point Average)、②小論文、③TOEICスコア、④面接により判定) に合格することが必要である。参加が認められた学生は、所属する学部の専門性に加え、地球規模の課題について幅広い国際的知見を身に付けるために、指定された海外の大学に1学期、又は2学期の間留学し、必修科目及び選択必修科目を含め指定の分野横断的な基礎知識と国際開発の専門知識や英語スキル強化に係る関連授業科目 50 単位以上を特別教育プログラムの授業科目の一部として修得するとともに、留学後、指定された機関 (開発関係機関や企業等) におけるGY (Global Youth) インターンシップ2単位を修得しなければならない。プログラムの修了要件を充足した者については、学部教授会の議を経て、学長が修了を認定し、修了証を授与する。平成27年度の1～4年次までの5学部で計34人の学生がこのプログラムに在籍しており、平成24～27年度で計31人の学生がプログラムを修了している。

平成24年度文部科学省「グローバル人材育成推進事業 (特色型)」に採択され、グローバル人材育成のための拠点大学として財政支援を受けており、平成27年度は39人の学生が留学し、30人の学生が海外インターンシップを経験している。

平成24年度科学技術振興機構「次世代人材育成事業」に採択された「理数系教員養成拠点構築プログラム」については、支援事業終了後も取組を継続しており、埼玉県教育委員会、さいたま市教育委員会と共同し、中核的理科教員の養成と教員支援システムの構築を行っている。

平成23年度文部科学省「理数学生育成支援事業」に採択された「ハイグレード理数教育プログラム (HiSE P)」については理学部の副専攻プログラムとして実施し、履修科目群の中にインターンシップを設け、その受講を積極的に促すとともに海外研修も実施するなど、支援事業終了後も取組を継続し、成果を教育に反映させている。

また、文部科学省「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム～」の支援を受け、平成26～28年度で計5人が留学している。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

各学部では、教育の目的に基づき、学部の教育課程の編成・実施方針に応じて、教育目的を達成するために、講義とそれを補完あるいは強化する演習・実習・実験等を組み合わせることにより、学習指導法の工夫を行っている。

教育機構では、全学共通科目である外国語科目及び基盤科目として、講義 (2単位)、語学 (1単位、演習扱い)、スポーツ実技 (1単位) を開講している。

教養学部では、授業形態の割合が、講義60.1%、演習37.0%、実験・実習2.4%、卒論・卒研0.6%であり、講義の内容に対応する演習を配することによって、教育方法のバランスに配慮している。特に、2年次からの演習が推奨されており、卒業論文が必修である。また、フィールド型授業 (実習) として、現代社会専修課程においては、「フィールド科学実習」を選択必修としている。歴史学専修においては、「史

料学実習」、「考古学実習」が選択必修である。

経済学部では、授業形態の割合が、講義 49.1%、演習 29.8%、卒論・卒研 21.1%であり、授業形態のバランスと学習指導方法に配慮し、卒業研究論文が必修であり、またその準備のためにも初年次科目で「プレゼミ」（1クラス 17 人まで）を必修とし、2年次から4年次に至る演習（原則として定員 7 人、上限が 10 人）が必修化され、1年次から最終年次まで少人数授業を開講しており、対話型・討論型の授業を行っている。また、フィールド型授業（実習）として、「タイ事情Ⅱ」（平成 27 年度からは「国際地域実習」）において、毎年 11 月に国際交流協定校であるチュラーロンコーン大学を訪問し、両大学の学生が特定のテーマに関して報告・討論をするとともに、現地の企業・工場等を見学するなかで、交流・見識を深めている。

教育学部では、授業形態の割合が、講義 55.1%、演習 16.5%、実験・実習 6.8%、実技 4.3%、卒論・卒研 17.2%であり、授業形態の組合せ・バランスと学習指導方法に配慮し、教員養成学部として、演習、特別研究（卒業研究・セミナー）において、学生によるプレゼンテーションに重点を置いた授業を行い、学生による発表・討論・模擬授業を積極的に取り入れている。また、「学校フィールド・スタディⅠ～Ⅲ」のほか、地域連携科目として、「ミュージアム・コラボレーションA～D」「見沼フィールド・スタディーズA・B」「福祉教育フィールド・スタディ」を開講し、教育実習に加えて、学校現場、生涯教育としての地域連携のフィールド型授業を実施している。

理学部では、授業形態の割合が、講義 71.4%、演習 12.5%、実験・実習 12.5%、卒論・卒研 3.6%であり、各学科において卒業研究等の少人数教育を実施している。また、実験の一環でC言語を使い端末操作を伴う専門科目でPBL（Project Based Learning）型授業及び多様なメディアを利用した授業を実施している。

工学部では、授業形態の割合が、講義 80.7%、演習 6.5%、実験・実習 6.8%、卒論・卒研 6.0%であり、機能材料工学科の「機能材料基礎演習Ⅰ」において、少人数習熟度別クラスを編成し、建設工学科の「テーマ研究Ⅰ」「テーマ研究Ⅱ」において、少人数授業によるグループ討論や研究発表を行い、建設工学科の「測量学」において、基本的な測量手法についてフィールド型授業（実習）を行っている。

これらのことから、教育の目的に照らして授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-2-2 ② 単位の実質化への配慮がなされているか。

学年暦によれば、1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含めて 35 週確保されている。

各授業科目の授業期間について、従来の2学期制では定期試験等の期間を含めて 16 週にわたる期間を単位としている。より学習効果を高めることを目指して平成 28 年度から部分的に導入した4学期制では、2学期制と同じ授業時数を確保するために、祝日も授業日とするなどの工夫により、各授業科目の授業期間を8週とし、基本的に一つの科目で週2回の授業を行い1ターム（学期）で終了するように設計している。これらに加え、3週を集中講義期間に充てている。

1単位に必要な学習時間（45時間）の明確化を図り、十分かつ必要な学習時間を確保するために、教育機構では、平成 27 年度から、学部ごとに導入されていたCAP制（履修登録科目数上限制）を全学で統一し、1年間に 48 単位、連続する2タームに 24 単位を上限としている。

学生の主体的な学習を促すための取組として、すべての科目のシラバスに事前準備学習と事後展開学習に関する指示を記入する項目を設けている。さらに、平成 25 年度にコース管理システムの運用を開始し、学生へのデジタル教材の提供や、教員との間での電子レポートの提出、Web ディスカッションが可能とな

るなど、事前・事後学習のための教育環境を整備している。事前・事後学習に対するフィードバックがあったかどうかについて、平成27年度から授業評価アンケート項目に追加している。

各学部では、上記の全学的措置を受けて、CAP制を導入するとともに、授業担当教員は、学生の主体的な学習を促し、十分かつ必要な学習時間を確保するために、授業科目ごとに工程表としてのシラバスの記載内容を充実させるとともに、学生に事前準備学習・事後展開学習の方法について明記し、レポートの提出や小テストの実施等、単位の実質化に即した様々な工夫に取り組んでいる。

学生の学習時間の実態把握について、教育機構では、年度末に全学部の1・2年次生のほぼ全員を対象に学習に関する実態調査を行っており、「平成26年度学生の学習に関する実態調査詳細」によると、37%の学生が授業外学習を行わないと回答している。この調査結果から、『WebClassのいろは』という簡易マニュアルを作成し教育企画室のウェブサイトに掲載し、学生の授業外学習の支援ツールとして、コース管理システムを積極的に活用するようにしている。また、大学会館のラーニングコモンズへのTAの配置等、支援策を検討している。

経済学部では、独自に学生の学習時間を把握するとともにその結果を踏まえた学部としての組織的な取組がなされている。従来のFD委員会をFD・教育の質改革委員会に変更し、平成26年7月に教員集会和アンケートを実施している。FD・教育の質改革委員会の調査では、経済学部の学生が1科目にあてる学習時間は平均週2時間に達しておらず、全学のなかでも低い。学生に対して事前準備学習を促している教員が77.5%（49人回答）、事後の展開学習を促している教員が98%（49人回答）であるが、学生の側では50%以上が時間外学習を行っておらず、その多くが「期末試験の勉強だけでよい」という回答である。この結果を受けて、平成27年度にはコース管理システムの活用を促すために、ゲスト・スピーカーの講演やアクティブ・ラーニング実践例紹介を交えたFDセミナー・教員懇談会を開催し、さらに事前・事後学習に関する教員の意識調査を継続することとしている。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-2-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

教育機構及び各学部で開講される講義・演習等の内容については、全学共通フォーマットの電子シラバスとして作成し公開している。シラバスの内容は授業概要にとどまらず、「授業科目名」「担当教員名」「他との関連（関連科目）」「履修条件」「授業科目の到達目標」「学科・専修等の学習・教育目標との関連」「授業の内容」「授業の方法・事前準備学修・事後展開学修」「授業展開」「授業の詳細」「成績評価方法」「成績評価基準」「テキスト」「参考図書」「学生へのメッセージ」「連絡先」「オフィスアワー」等が記載すべき項目として指定され、履修上の留意点、成績評価に関わる事柄を掲出するなど、各授業科目の履修登録時、また履修登録後は事前・事後学習等を進める折等に必要な情報を網羅している。さらに電子シラバスは、学士課程・大学院課程に共通の記入項目で統一されており、また、平成28年度時点では、平成24年度以降のシラバスも検索・表示できるようになっていて、学習の継続性等、様々な面から履修登録時の支援となるように設計されている。シラバスの作成については、空白のままの必須記載欄には警告が出る仕組みとなっており、シラバス記載の有無の確認は学務担当係（あるいは学部によってはカリキュラム委員会等の教員）が行い、記載の無い教員にはメール等で催促し、すべての授業科目について統一した記入項目からなるシラバスが作成されるような体制を整えている。

学生が授業選択を、シラバスの内容を手掛かりに行っているかについては、「平成26年度学生の学習に関する実態調査（授業評価アンケート）」によると、「授業科目を選択する際、電子シラバスを参照しましたか」との問いに対して、「参照した」という回答が91%であることから、十分に活用されているという

ことができる。また、履修登録を行う4月と9月の電子シラバスへのアクセス数は、それぞれ3,417,402件、1,585,805件である。また、『学生による授業評価の報告書 2014』によると、事前準備学習・事後展開学習についてのシラバスの記載内容が、「適切」又は「やや適切」とした回答が、一部の学部を除き80%以上であり、教員の指示が適切であるといえる。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-2-4④ 基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

教育機構では、理学部と協力して、全学部の学生を対象に、高等学校レベルの数学・物理の補完授業を行っており、基礎学力不足の学生への対応を組織的にしている。英語の基礎学力が不足している学生に対しては、英語の基礎から訓練する科目「Basic English」を開講している。また、学習上の相談については「英語なんでも相談室」等で受け付けている。理学部では、必修科目の1年次の初回に基礎テストを実施し、基礎学力レベルの把握に努めるとともに、学力不足の学生には補完授業を受けるように指導している。

これらのことから、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-5⑤ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

経済学部では、社会人教育を中心とした夜間主コースを設置している。月曜から金曜までの18時以降の時間帯（6、7時限）に開講される授業の受講のみで、卒業に必要な単位を揃えることができるように時間割が組まれている。専門科目の演習については、昼間コースでは2年次から4年次まで3年間通しての履修を求めているのに対して、夜間主コースでは演習を単年度でも履修することができるよう、社会人の学習環境に配慮している。

平成27年度より、教育の質保証の一環として、社会人学生の状況に応じて社会人学生が自らの学習計画に基づき十分な自習時間を確保できるように、長期履修制度（最長10年）を学生が選択できるようにしている。経済学部の夜間主コースについては、平成27年度入学者16人のうち14人、平成28年度入学者18人のうち8人が長期履修制度を利用している。また、社会人の時間的便宜を図るために、経済学部が指定した放送大学の科目の中から合計40単位まで（基盤科目12単位、外国語科目8単位、専門科目入門8単位、専門科目基礎12単位）を卒業単位として認定し、大学独自の演習2単位（必修）及び高度な専門科目応用82単位以上を履修する制度へと改革を行っている。この改革に伴い、概要と放送大学活用の説明会を入学前の2月に実施するとともに、カリキュラム委員会のなかに、専属の夜間主担当委員を1人配置し、長期履修の登録についても、担当教員が全員面談の上、指導を行っている。在籍者の規模が昼間コースに比較して小さく、社会人中心であることから、ガイダンスで全般的な説明をした後は、個別に学務担当係が質問を受ける等の対応を行っている。

これらのことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-2-6⑥ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。

学則を受け、全学の学位授与方針を、①専門的な深い知識の修得、②専門性のある幅広い基本的知識の修得、③知識を活用できる汎用的な能力の修得、④各学部における人材養成の目的に合致した資質と能力の獲得として総括的に策定し、各学部では、全学の学位授与方針を踏まえ、授与する学位に応じた学部全体の学位授与方針を定めている。

例えば工学部においては、次のように定めている。

「工学部では、所定の教育課程を修め、以下の知識とこれを応用する能力を獲得し、自らの資質を伸張したものに学士（工学）を授与する。

- (1) 技術者としての教養につながる人文学、社会科学、自然科学に対する幅広い知識
 - ・ 人文学（哲学、芸術学、歴史学、文化人類学、言語学、文学、地域研究）に関する基本的知識
 - ・ 社会科学（国際関係論、経済学、経営学、法学、政治学、社会調査）に関する基本的知識
 - ・ 自然科学（生命科学、科学史・科学哲学）に関する基本的知識
- (2) 工学の基礎知識および各専門分野における深い知識とそれを応用できる能力
 - ・ 数学、自然科学、情報技術など工学の基礎知識に関する深い理解
 - ・ 各専門分野（機械工学、電気電子システム工学、情報システム工学、応用化学、機能材料工学、建設工学、環境共生学）における基礎知識に関する深い理解
 - ・ 専門分野に関係する他の工学分野や境界領域における基本的知識
- (3) 自主的・主体的学習のための自己学習能力
- (4) 社会的責任を自覚できる職業倫理感と実践的な企画・立案能力
 - ・ 技術が社会や自然に及ぼす影響、技術者が社会に対して負っている責任に関する理解
 - ・ 種々の科学、技術および情報を利用して社会の要求を解決するためのデザイン能力
- (5) 課題を探求・発見する能力と課題に柔軟に対応して解決する実践的能力
 - ・ 知識を応用できる能力
 - ・ 論理的な思考力とデザイン能力
- (6) 国際的視野とコミュニケーション能力
 - ・ 地球的視点から多面的に物事を考える能力とその素養
 - ・ 国内外の人々との確に意思を疎通できるコミュニケーション能力

他の学部においても同様に定められている。

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

また、学校教育法施行規則の一部改正を受けて、平成 28 年度に見直しを行い、改定された学位授与方針を平成 29 年度から実施することを決定していることを確認している。

5-3-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

成績評価基準に関しては、大学の単位修得の認定に関する規則において定められている。具体的には、G P（グレードポイント）4～0までの5段階に分けられており、評語としては、S、A、B、C、Fとして表記され、F（G P 0）は、到達目標に達していないとする評価である。この基準は、大学の単位修得の認定に関する細則に基づき、電子シラバスで明示されている。また、基盤教育研究センターにおいて

「シラバスの作成ガイド」をFD研修会での発表を経て作成し、基盤教育研究センターウェブサイトで公開して、教員に向けての成績評価方法の周知を図っている。

学生への周知に関しては、各学部において、履修案内（教育学部では履修の手引き）に成績評価基準を掲載するとともに、学士課程全体、学部全体、学科ごと、あるいは講座ごとのガイダンス等を通じて、周知を図っている。

成績評価・単位認定に関しては、成績評価基準とシラバスに明示した科目ごとの成績評価の方法に基づいて、授業の到達目標に照らして単位認定を各授業科目担当教員が実施している。理学部・工学部の一部の科目では、平均点・分散も把握されており、より厳格な成績評価・単位認定が行われている。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

成績評価の客観性、厳格性を担保するために、教育機構及び各学部の全授業科目について成績評価基準を電子シラバスに記載し、学生にも周知を図っている。また、教育機構は、教育企画室において平成23年度から基盤科目の一部（異なる教員による複数クラス開設の科目）について成績評価分布調査（評価別割合、平均得点、合格率等）を実施し、顕著なばらつきが認められたことから、平成25年度には、担当教員等へ通知して改善を図り、平成27年度からは、授業科目ごとに教務システムで成績分布が容易にチェックできる環境を整えている。

学生が成績評価について不服・疑義をもつ場合、所属する学部の学務担当係に異議申立てをすることができることとしている。申立てられた異議については、担当教員に調査を依頼し確認する基準を定めた「成績評価の再確認依頼への対応」に基づき対応している。なお、試験問題に対する模範解答や採点基準の開示、レポートの返却を行っている学部（理学部及び工学部）もある。

なお、成績の評価に用いたレポート、答案等は各授業科目担当教員が、5年間保管することを定め、定期試験の答案等の保管状況を毎年度調査し、その記録を学務担当係で把握する体制が整えられ、運用されている。

これらのことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

5-3-④ 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。

全学の卒業認定基準については、学則第47条で「4年以上在学し、所定の課程を修めた者には、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。」と定め、各学部が、学位授与方針に従って、各学部の教育の目的に応じた卒業認定基準を策定している。これらの詳細を明記した履修案内あるいは履修の手引きを学生に配布し、その内容の説明を各学年向けのガイダンス等で行い、学生に周知を図っている。この基準に従って、各学部の教授会の議を経て、学長が卒業を認定している。

これらのことから、学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されていると判断する。

<大学院課程（専門職学位課程を含む。）>

5-4-① 教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。

修士課程及び博士前期課程においては、大学院学則第2条に、「広い視野に立って精深な学識を受け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養う」こと、博士後期課程においては、同第3条に、「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要の高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」ことを教育目的として掲げ、これを踏まえ、各研究科の教育目的を大学院学則第5条及び第5条の2に定めている。この目的を達成し、学位授与方針に定めた水準の人材を育成するために、大学院全体の教育課程の編成・実施方針を、「大学院課程教育においては、適切な教育課程を編成し、標準修業年限を目標にして学生が学位授与の方針にかなう学力や資質と能力を獲得できる高度な教育を実施する」としている。各研究科では、教育目的とこの教育課程の編成・実施方針を基に、教育内容に応じた研究科全体の教育課程の編成・実施方針を定めている。

例えば、人文社会科学研究科博士前期課程及び博士後期課程においては、次のように定めている。

「博士前期課程では、標準履修年限2年を目標にして、学生が学位授与の方針にかなう知識の修得、能力の獲得を可能とする教育課程を編成し、人文社会科学研究科の博士前期課程教育のプログラムに基づく体系的で質の高い教育を実施する。また、留学生を広く受け入れるとともに、研究成果の国際的な発信が可能となるように英語のみで修了できるプログラムも実施する。」

「博士後期課程では、標準履修年限3年を目標にして、学生が学位授与の方針にかなう知識の修得、能力の獲得を可能とする教育課程を編成し、人文社会科学研究科の博士後期課程教育のプログラムに基づく体系的で質の高い教育を実施する。」

他の研究科においても同様に定められているが、教育課程の体系的性及び学位授与方針との一体性・整合性については不十分である。

しかしながら、各研究科の教育課程の編成・実施方針については、学校教育法施行規則の一部改正を受けて改定作業中である。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針は平成28年度において改善の余地があるものの、定められている。なお、学校教育法施行規則の一部改正を踏まえて、見直しを行っており、平成29年度から改定することを確認している。

5-4-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

各研究科において教育課程の編成・実施方針の趣旨に沿うよう、様々な授業科目を設定し、年次ごとの段階履修等に配慮した教育課程を編成し、授業科目を工夫し配置している。

平成27年度に設置された人文社会科学研究科の博士前期課程では、改組前の文化科学研究科と経済科学研究科の実績を踏まえて、教育課程の編成・実施方針に基づき、人文学系と社会科学系の授業科目との融合を各専攻において促進し、3専攻すべてに共通の研究科全体の共通科目（研究支援科目・留学生向科目）、専攻ごとの基礎科目並びに専門科目を設ける等、授業科目の階層化を行い、学生が段階を経て学習を進め、修了年限内に修士論文作成を行えるようカリキュラムを編成している。さらに、各専攻各領域において、専門領域を体系的に研究することができるよう履修モデルを作成し、提示している。

博士後期課程においては、専攻ごとに高度な専門科目と複数の指導教員による論文指導体制を設け、着実に博士論文執筆に進めるようにしており、研究科が掲げる高度職業人養成にふさわしい授業科目の配置

となっている。経済経営専攻では、サテライトキャンパス（東京ステーションカレッジ）を中心に、特に、社会人大学院の目的にかなうよう、企業・官庁等の第一線で活躍する社会人の客員教授・非常勤講師による授業科目を多数開設している。

教育学研究科では、教育者の育成のために専攻共通科目を設定したうえで、専攻内では専門的機能を備えた人材育成のために専修に関する科目と自由選択科目及び課題研究を設置している。教育課程の編成・実施方針に基づき、3専攻の各専修、分野・コースと履修年次を明記するとともに、各専攻の専門分野だけでなく、教育者の育成のための共通科目（必修）を設定したうえで、専攻内では専門的機能を備えた人材育成のために専修に関する科目と自由選択科目及び課題研究を設置している。

理工学研究科では、教育課程の編成・実施方針に沿って、各学年の研究遂行に配慮した教育課程を体系的に編成している。専攻ごとの共通科目や専門科目の多くを、学部専門科目との連携のため初年次に配置し、第2年次は輪読・セミナーを重点的に充てる等、各学年の研究遂行に配慮している。また、広い視野を涵養するために、コース横断的・学際的な科目を配している。特に、「理工系人材育成の量的・質的強化」の一環として、博士前期課程においては、学部教育との連続性を強化し、学部・博士前期（修士）6年間を体系化したカリキュラムの設計を開始している。本格運用は、理学部・工学部の改組と合わせ平成30年度からの実施を目指しているが、学部・修士共通授業の設定等の一部の取組は平成26年度より先行して実施している。博士後期課程においては、いわゆる授業として修得しなければならない単位数は12単位（3年間）と、博士前期課程に比べ少なく設定されている。これは、博士後期課程の学生が達成すべき最重要事項が、研究の遂行と学位論文作成による学位取得であることを反映している。

大学院課程において授与される学位には、専攻分野に応じて経済学、経営学、教育学、理学、工学、学術の名称を付記している。また、専門職学位課程の修了者に対しては、教職修士（専門職）の学位を授与している。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-4-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

平成27年度に従来の文化科学研究科と経済科学研究科を統合して設置された人文社会科学研究科は、より学際的な教育体制とし、学术界と実社会の最新の動向を授業科目に反映させている。とりわけ国際日本アジア専攻では、日本・アジア文化に関する科目群、日本アジア経済・経営に関する科目群が英語で開講されており、英語のみで博士前期課程を修了することができるように設計されている。これは、近年、従来の伝統的な研究領域にとどまらず学問領域を横断する形での専門性を志向する学生が増えてきたこと、またその志向は留学生においても同じである、という学生側のニーズにも応えたものである。人文社会科学研究科においては、主として社会人学生としての多様なニーズを土台として、従来からの専門性の高い、そして、社会との接点に配慮した教育課程編成を継承しつつも、国際日本アジア専攻の教育課程編成に見られるように、新たなニーズにも対応している。

教育学研究科では、各専門領域の先端的な基礎研究の動向を踏まえ、その領域において求められている教育方法・内容にそれを接合させている。また、授業においては専門分野における最新の論文の講読や研究内容の紹介を取り入れ、また、学生に所属学会や分科会等での発表に積極的に参加させることにより、研究者としての資質の向上を図っている。平成28年度から、教職実践専攻（教職大学院）を含む3専攻に組織改革を行っている。教職実践専攻では、研究者教員の理論に基づく指導と実務家教員の実践研究に基

づく指導を融合させた指導を行い、実践的な指導力・展開力を備えた新人教員、及び確かな指導理論と優れた実践力・応用力を備えたスクールリーダーたりうる現職教員という、社会から今求められている人材の養成に努めている。また、附属小学校内の教育実践総合センター及び附属特別支援学校内の特別支援教育臨床研究センターをブランチとして位置付け、附属学校で継続的な実習(実地研究)を実施することで、現在の学校教育の動向に適切に対応できる高度な教員を養成することをも目指している。

理工学研究科では、現代社会や将来の諸問題における理学と工学のシームレス化を前提とした研究者需要に応えるために、博士前期課程及び後期課程において、理学系分野と工学系分野のリソースを融合的かつ重層的に活用した専攻及びコースが編成されている。このうち、博士後期課程の連携先端研究コースは、理化学研究所や産業技術総合研究所との連携による粒子宇宙科学領域、脳科学領域、融合電子技術領域を含む編成となっている。さらに、これらの専攻及びコース編成に加え、社会のニーズや学術の発展動向を踏まえた教育プログラムを実施している。例えば、博士前期課程の「脳科学特別教育プログラム」は、現代社会で重要性を増しつつある脳科学領域、及びその関連分野で学術研究、医療、産業応用等各方面で貢献し得る、創造性と指導力を備えた人材の養成を目指したプログラムであり、学内の脳末梢科学研究センター(平成25年度まで脳科学融合研究センター)や自治医科大学等と連携した教育を行っている。機械科学系専攻では、地域産業に貢献できる実践力を伴った創造性豊かな人材を養成することを目的とした「グローバル創造特別教育プログラム」を、地域産業界、地方自治体、理化学研究所等と連携して実施し、平成23～27年度で、41人の学生が修了している。環境システム工学系専攻における環境社会基盤国際コースは、授業や研究指導を英語で行うことにより、英語のみで学位を取得できる教育プログラムとしており、留学生のニーズに応えている。

各研究科では、主に職業を有している等の事情により、所定の年限では履修が困難な学生のために長期履修制度を設けている。

また、文部科学省「官民協働海外留学支援制度～トビタテ!留学JAPAN日本代表プログラム～」の支援を受け、平成26～28年度で計6人が留学している。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

各研究科は、教育の目的に基づき、専門分野の特性に応じて、講義等特定の授業形態に偏ることなく、少人数授業、対話・討論型授業、事例研究型授業、フィールド型授業、講義や実験等の併用型授業、実習・プロジェクト研究、実習・インターンシップ、実験、メディアを利用した授業等多様な授業を組み合わせで様々な形態で授業を行っている。

人文社会科学研究科では、講義、演習、実習・インターンシップ等、それぞれの授業科目の達成目標に必要な授業の形態がとられている。専攻ごとに講義、演習、実習・インターンシップのバランスに配慮し、指導教員の指導に基づき、それらの最適な組合せを学生ごとに選択できるようになっている。とりわけ、学生が様々な領域・目的でインターンシップを自らの研究・学習に取り込めるように、インターンシップ科目に力を入れており、在学中に企業や公的機関等において自分の専攻や将来のキャリアに関連した就業体験を行った者に対して単位認定を行っている。また、博士前期課程経済経営専攻では、東京ステーションカレッジを設けるとともに、経済経営専攻のうち地元と密接な関係にある公共政策等に関連する科目については大学キャンパスに配置し、基礎科目については遠隔授業システムによって両キャンパスをつなぐ

双方向授業を可能としている。

教育学研究科では、各専攻で、講義、演習、実験・実習等、それぞれの授業のねらいの達成にとって必要な形態がとられ、また、適宜それらを組み合わせた方法によって進められている。講義や演習における文献の講読やそれに関わる討論、複数の教員による協同的な討論型授業、さらに、演習や実習におけるフィールドワーク、学校の授業や実践の収録とその分析、学校等において実践を行ってからの反省的分析等、担当教員の研究活動を背景にした授業形態は、授業の内容の習得とともに、研究方法も体験的・実地的に習得させるものである。演習、特別研究では、プレゼンテーションに重点を置いた授業を行い、発表・討論や学生による模擬授業等も取り入れている。また、学校臨床心理専修の専門科目や他専修の多くの課題研究では、事例研究型授業が行われている。

理工学研究科では、各専攻の特性を踏まえ、講義、演習、実習の授業形態のバランスと学習指導法を工夫しており、少人数教育、対話・討論型授業等も含む多様な授業を行っている。さらに、学術講演会や就職応援講演会等を開催し、学生の勉学への動機付けを強くする方策を種々行っている。特別研究等においては、少人数教育、対話・討論型授業、事例研究型授業、フィールド型授業を実施している。

これらのことから、教育の目的に照らして、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-5-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

学年暦によれば、1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含めて35週確保されている。

各授業科目の授業期間について、従来の2学期制では定期試験等の期間を含めて16週にわたる期間を単位としてきた。平成28年度から部分的に導入した4学期制では、各授業科目の授業期間を8週とし、基本的に一つの科目で週2回の授業を行い1ターム（学期）で終了する。これらに加え、3週を集中講義期間に充てている。

教育学研究科（専門職学位課程）においては、履修登録単位数の上限（年42単位）を設定している。

学生の主体的な学習を促すための取組として、シラバスに事前準備学習と事後展開学習に関する指示を記入する項目を設けている。さらに、平成25年度にコース管理システムの運用を開始し、学生へのデジタル教材の提供や、教員との間での電子レポートの提出、Webディスカッションが可能となるなど、事前・事後学習のための教育環境を整備している。

各研究科においては、指導教員が履修指導・研究指導を行うとともに、授業ごとの到達目標、成績評価方法と評価基準、必要な準備学習に関する指示、到達度に見合ったレポート提出、小テスト、履修に必要な条件等を各授業内で随時周知を図るなど、学生の主体的な学習を促し、十分かつ必要な学習時間を確保するための工夫がなされている。

これらのことから、単位の实質化への配慮がなされていると判断する。

5-5-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

研究科で開講される講義・演習等の内容については、全学共通フォーマットの電子シラバスとして作成し、公開している。シラバスの内容は授業概要にとどまらず、「授業科目名」「担当教員名」「他との関連（関連科目）」「履修条件」「授業科目の到達目標」「学科・専修等の学習・教育目標との関連」「授業の内容」「授業の方法・事前準備学習・事後展開学習」「授業展開」「授業の詳細」「成績評価方法」「成績評価基準」「テキスト」「参考図書」「学生へのメッセージ」「連絡先」「オフィスアワー」等が記載すべき項目として指定され、履修上の留意点、成績評価に関わる事柄を掲出するなど、各授業科目の履修登録時、また履修登録

後は事前・事後学習等を進める折等に必要な情報を網羅している。この電子シラバスは、学士課程・大学院課程に共通の記入項目で統一されており、平成28年度時点では、平成24年度以降のシラバスも検索・表示でき、学習の継続性等、様々な面から履修登録時の支援となるように設計されている。

シラバスの利用状況については、例えば理工学研究科各専攻においては、複数コースの学生が自由に履修できるコース共通科目を開設していること、また、他コースの開講科目を選択科目として履修できるシステムであること等の理由により、学生はシラバスを参考にして自分の専門分野に関連した他コースの科目を履修することも多い。例えば、博士前期課程の化学系専攻では、基礎化学コース及び応用化学コースの学生が、シラバスを参考にして互いに他コースの科目を積極的に履修している。

これらのことから、適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-5-④ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

人文社会科学研究科、教育学研究科では、夜間に履修を希望する学生（主に社会人学生）のために、夜間での開講、土曜日（あるいは日曜日）の昼間の開講を行い、当該学生のニーズに対応した指導体制が採られている。

人文社会科学研究科では、教育方法の特例（大学院設置基準第14条）を実施し、指導教員の履修指導に基づいて履修を決定している。経済経営専攻では、原則的に授業は平日夜間ないし土曜日に開講されている。また、主として都心に勤務する学生のため、メインキャンパスとは別に東京ステーションカレッジを開設し、ICTを活用した双方向の遠隔授業システムを整備している。

教育学研究科では、現職の教員や夜間主入学の学生に対する配慮として、大宮駅近くのソニックシティビル内にサテライトキャンパス（大宮ソニックシティカレッジ）を設ける等、それぞれ学生に便宜を図っている。

これらのことから、教育方法の特例を受ける課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-5-⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-5-⑥ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。

各研究科において、指導教員制を採用し、研究指導・学位論文に係る指導の体制を設け、研究指導、学位論文作成のための研究計画・スケジュールに基づいて指導（研究倫理に係る指導を含む。）を行っている。

人文社会科学研究科では、研究指導教員1人に加え副指導教員を置くことができるようにしている。博士前期課程文化環境専攻及び国際日本アジア専攻（日本アジア文化コース）では、基本的には1人の主指導教員の指導体制をとっているが、年度末には、主指導教員に加えて、副指導教員2人が立ち会って実施される研究報告会を開催することになっており、複数教員による指導体制を確保している。博士前期課程国際日本アジア専攻（日本アジア経済経営コース）及び、経済経営専攻は、主指導教員1人と副指導教員

1人を必ず置き、複数教員による指導体制をとっている。また、博士後期課程においては、すべての専攻で主指導教員1人と副指導教員2人としている。必修科目「演習」（博士前期課程）、「特別演習」（博士後期課程）において指導教員の指導の下、学生自身の主体性を活かした研究テーマ決定が行われ、最終的に、指導教員の承認を経て「学位論文作成計画書」を提出する。博士前期課程の必修科目「演習」においては中間発表会を必ず2回行うことが定められており、報告書も作成・提出されている。博士後期課程においても、学位論文提出までに2回の研究発表を公開で行うこととしている。また、必修科目「演習」において研究倫理に関する教育・指導を行っている。

教育学研究科では、各学生に1人以上の指導教員を置いている。主指導教員が課題研究を担当し、その中で研究内容の深化や、研究計画書の作成等の学位論文作成につなげる指導をしている。また必ず副指導教員が配置され、担当授業を通じて専門的な力の育成に努めるとともに、必要に応じて研究能力向上への支援を行っている。

理工学研究科では、博士前期課程の指導教員は1人、博士後期課程の指導教員は、専任教員及び連携教員の中から主指導教員1人と副指導教員2人以上で構成し、この内1人以上は専任教員をもって充てること規定されている。博士前期課程では、指導教員が学生の学会発表や論文執筆等のための指導を行っているが、研究指導、学位論文に係る指導は、指導教員だけでなく、異なる複数の観点からの評価、助言を行う体制を構築している。また、論文中間発表会・最終審査会には当該コースの教員が原則として全員参加し、学生の研究の質向上、研究能力・技法の向上、プレゼンテーション技術の向上を図っている。博士後期課程においては、指導教員を中心に副指導教員が補佐する体制で、学生の研究や論文執筆等のための指導を行っている。また、関連分野の教員が参加するセミナーを開催し、質疑討論を通して、学生の研究の質向上、研究能力・技法の向上、プレゼンテーション技術の向上を図っている。

なお、研究倫理に関する教育・指導等の全学の方針に基づき、大学院学生に CITI Japan プロジェクトの e-learning 教材による研究倫理教育を実施している。

これらのことから、専門職学位課程を除く大学院課程において、研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われていると判断する。

5-6-① 学位授与方針が明確に定められているか。

大学院学則を受け、全学の学位授与方針を、「各研究科における人材養成の目的に合致した学力、資質と能力を獲得したものに修士号、博士号の学位を授与する」として総括的に策定し、各研究科では、この全学の学位授与方針を踏まえ、授与する学位に応じた研究科の学位授与方針を定めている。人文社会科学研究科では、博士前期課程、博士後期課程の専攻ごとに定めている。教育学研究科では、対応する学位（修士（教育学）、教職修士（専門職））ごとに定めている。理工学研究科では、修了生が有する能力を達成目標として博士前期課程、博士後期課程のコースごとに定めている。

例えば人文社会科学研究科においては、次のように定めている。

【博士前期課程】

(1) 文化環境専攻

文化環境専攻では、人文学を中心とする諸研究分野の深く幅広い学識を修得し、グローバルな視点から文化と社会の諸側面を適切に考察する能力を身に付けたものに修士（学術）の学位を授与する。

(2) 国際日本アジア専攻

① 国際日本アジア専攻日本アジア文化コースでは、日本とアジアに関わる人文学諸研究分野

(日本語教育を含む。)の成果を幅広く修得し、その文化、歴史、国際交流に深い見識と洞察力を身につけたものに修士(学術)の学位を授与する。

- ② 国際日本アジア専攻日本アジア経済経営コースでは、日本とアジアの文化や社会に関する知識に加えて、内外の行政機関、研究機関、NPO、ビジネスで必要とされる経済、経営、行政に関する理論的・実証的な分析力を身につけたものに修士(経済学)の学位を授与する。

(3) 経済経営専攻

- ① 経済や行政に関する理論的・実証的な知見にもとづき、行政機関、研究機関、NPO、ビジネス、地域社会においてリーダーシップを発揮できる能力を身につけたものに修士(経済学)の学位を授与する。
- ② 経営や会計に関する理論的・実証的な知見にもとづき、行政機関、研究機関、NPO、ビジネス、地域社会においてリーダーシップを発揮できる能力を身につけたものに修士(経営学)の学位を授与する。

【博士後期課程】

(1) 日本アジア文化専攻

日本アジア文化専攻では、幅広い学識を涵養しつつ、文化の諸相についての専門的研究能力を高めることを通して、文化行政・文化界・教育界等の専門の職業において、高度な研究能力を身につけたものに博士(学術)を授与する。

(2) 経済経営専攻

- ① 経済や行政に関する理論と実務を融合し、行政機関、研究機関、NPO、ビジネス、地域社会において新しい知を創造できる自立した研究者としての能力を身につけたものに博士(経済学)の学位を授与する。
- ② 経営や会計に関する理論と実務を融合し、行政機関、研究機関、NPO、ビジネス、地域社会において新しい知を創造できる自立した研究者としての能力を身につけたものに博士(経営学)の学位を授与する。」

他の研究科においても同様に定められている。

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

また、学校教育法施行規則の一部改正を受けて、平成28年度に見直しを行い、改定された学位授与方針を平成29年度から実施することを決定していることを確認している。

5-6-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

各研究科において、各研究科規程により成績評価基準を定め、各研究科の履修案内に掲載するとともに、ガイダンス等を通じて学生に周知を図っている。成績評価については、授業科目の成績を100点満点で、80点以上を優、70点以上を良、60点以上を可、60点未満を不可とし、可以上を合格とすることを研究科規程に定めている。シラバスでは成績評価基準を明記することが全科目で義務付けられており、授業内容に応じた具体的な成績評価基準は、授業科目ごとに電子シラバスに記載・公開され、学生が常時、学内・学外で閲覧できる体制を整えている。

成績評価及び単位認定については、研究科規程に定めた成績評価基準とシラバスに明示した科目ごとの成績評価の基準と方法に基づいて、各授業科目担当教員が授業の到達目標に照らして責任をもって実施している。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-6-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

成績評価の客観性・厳格性を担保するために、全研究科の全授業科目について成績評価基準を電子シラバスに記載し、学生に周知を図っている。

また、学生が成績評価について不服・疑義をもつ場合、所属する研究科の学務担当係に異議申立てをすることができることとしている。申立てられた異議については、担当教員に調査を依頼し、確認する基準を定めた「成績評価の再確認依頼への対応」に基づき対応している。平成27年度は3研究科全体の成績評価の異議申立て件数は3件である。なお、成績の評価に用いたレポート、答案等は各授業科目担当教員が5年間保管すると同時に、定期試験の答案等の保管状況を毎年度調査し、その記録を学務担当係で把握する体制が整えられ、運用されている。

なお、修士論文、博士論文等の評価については、全研究科において、指導教員以外に複数の教員が審査に関わることで客観性・厳格性が維持されている。

これらのことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

5-6-④ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。

また、専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されているか。

各研究科が、学位授与方針に従って、修士論文、博士論文の評価基準を策定している。人文社会科学研究科では、「研究科における学位の授与に関する取扱要項」で学位論文の評価基準として、「学位論文の要件」を定め、教育学研究科では、「学位論文の評価基準」を定め、理工学研究科では、「博士前期課程学位論文および最終試験の審査・評価基準」及び「博士後期課程における学位審査基準のめやす及び学位申請資格認定の標準手続きに関する申合せ」を定めている。各研究科では、これらを明記した履修案内、履修の手引き等を学生に配布し、その内容を研究科全体・コース等のガイダンス等で説明し、学生に周知を図っている。

学位論文審査、修了認定の実施については、研究倫理に係る部分を含めた学位論文の審査体制と審査に至るまでの手続きを整備し、履修案内等に記載して学生に周知を図るとともに、それを運用している。例えば、教育学研究科においては、指導教員1人、副指導教員2人の合計3人で審査委員会を組織している。修士論文の審査基準に従って審査を実施し、審査結果を審査報告書として研究科委員会に報告する。研究科委員会では、審査基準に基づいて学位授与の可否を決定している。また、理工学研究科博士前期課程においては、指導教員が審査委員長となり、関連分野の教員2人以上の委員により審査を行う。その後、コース内での公開の発表会を経て、学位論文審査及び最終試験報告書を提出している。

なお、平成27年度に設置した人文社会科学研究科及び平成28年度に設置した教職大学院は、まだ修了生を出していないが、他研究科と同様審査体制が整備され、修了認定基準が定められ、学生への周知が図られている。

これらのことから、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準及び修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 経済学部では、国際的に活躍し得る資質の涵養を目指す、グローバル・タレント・プログラムを推進し、現地研修型の授業における現地調査、長期留学、英語論文の執筆などを実施し、多くの学生が参加している。
- 平成24年度科学技術振興機構「次世代人材育成事業」に採択された「理数系教員養成拠点構築プログラム」において、支援事業終了後も取組を継続し、埼玉県教育委員会、さいたま市教育委員会と共同し、中核的理科教員の養成と教員支援システムの構築を行っている。
- 平成23年度文部科学省「理数学生育成支援事業」に採択された「ハイグレード理数教育プログラム(HiSEP)」を、理学部の副専攻プログラムとして実施し、履修科目群の中にインターンシップを設け、その受講を積極的に促すとともに海外研修を実施するなど、支援事業終了後も取組を継続し、成果を教育に反映させている。
- 文部科学省「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム～」の支援を受け、多くの学生が留学している。
- サテライトキャンパスである、東京ステーションカレッジ、大宮ソニックシティカレッジにおいて、人文社会科学研究科経済経営専攻、教育学研究科の夜間における授業をそれぞれ開講し、夜間主コースの学生の修学に配慮している。

【更なる向上が期待される点】

- フランスのパリ第7大学とのダブル・ディグリー制度を学部レベルで導入し、平成28年度入学生から選抜された第1期生がこのプログラムに参加しており、今後の成果が期待される。
- 平成24年度文部科学省「グローバル人材育成推進事業(特色型)」に、グローバル人材育成のための拠点大学として採択され、多くの学生が留学し海外インターンシップを経験するなど、今後の成果が期待される。

基準6 学習成果

- 6-1 教育の目的や養成しようとする人材像に照らして、学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、学習成果が上がっていること。
- 6-2 卒業（修了）後の進路状況等から判断して、学習成果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 6-1-① 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。

平成 23～27 年度の過去 5 年間ににおける学士課程での標準修業年限内の卒業率の平均値は、教養学部で 76.8%、経済学部昼間コースで 81.7%、経済学部夜間主コースで 62.8%、教育学部で 87.6%、理学部で 82.6%、工学部で 77.9%である。「標準修業年限×1.5」年内の卒業率の平均値は、教養学部で 93.5%、経済学部昼間コースで 93.1%、経済学部夜間主コースで 77.4%、教育学部で 95.0%、理学部で 89.7%、工学部で 90.6%である。また、平成 27 年度において、単位修得率（履修登録単位数に対する修得単位数の割合）は、教養学部で 86.4%、経済学部昼間コースで 75.7%、経済学部夜間主コースで 75.7%、教育学部で 95.0%、理学部で 86.7%、工学部で 85.1%であり、平均GPA（最高点4）は、教養学部で 2.59、経済学部昼間コースで 2.22、経済学部夜間主コースで 2.28、教育学部で 3.03、理学部で 2.61、工学部で 2.49 である。卒業率、単位修得率、平均GPAの数値について、経済学部夜間主コースではその特殊性を反映してやや低い傾向にあるものの、このケースを除くと比較的高い。また、過去 5 年間ににおける全学部（経済学部夜間主コースを除く。）での退学・除籍率の平均値は、1.5%以下、留年率は 5.9%以下、休学率は 2.6%以下である。

大学院博士前期（修士）課程の場合、過去 5 年間の標準修業年限内の修了率の平均値は、文化科学研究科で 69.7%、経済科学研究科で 69.0%、教育学研究科で 82.9%、理工学研究科で 89.1%である。「標準修業年限×1.5」年内の修了率の平均値は、文化科学研究科で 82.0%、経済科学研究科で 80.8%、教育学研究科で 90.6%、理工学研究科で 91.8%である。また、平成 27 年度において、単位修得率は、文化科学研究科で 86.7%、経済科学研究科で 100%、教育学研究科で 98.5%、理工学研究科で 90.4%である。過去 5 年間ににおいて、退学・除籍率の平均値は 3.6%以下、留年率の平均値は 7.5%以下、休学率の平均値は 4.3%以下である。経済科学研究科についてはやや留年率が高い。

大学院博士後期課程の場合、過去 5 年間の標準修業年限内の修了率の平均値は、文化科学研究科で 6.7%、経済科学研究科で 58.1%、理工学研究科で 51.8%である。「標準修業年限×1.5」年内の修了率の平均値は、文化科学研究科で 33.3%、経済科学研究科で 75.0%、理工学研究科で 70.0%である。博士後期課程の場合、修了率が全体としてやや低めである。また、平成 27 年度において、単位修得率は、文化科学研究科で 93.6%、経済科学研究科で 100%、理工学研究科で 98.2%である。過去 5 年間ににおいて、退学・除籍率の平均値は 8.5%以下、留年率の平均値は 26.6%以下、休学率の平均値は 13.2%以下である。経済科学研究科について休学率がやや高い傾向にある。

学部・研究科の教育・研究に関わる学生の各種受賞・表彰が、平成 23～27 年度において、教育学部では

72件、理学部・工学部・理工学研究科では計122件あるなど、学外でもそのレベルが評価されている。また、平成23～27年度における学生の学会誌への掲載状況については、経済学部・人文社会科学研究科（及び前身の経済科学研究科）72件、教育学部・教育学研究科34件、理学部・工学部・理工学研究科34件であり、学生の演奏会・作品展示等の状況については、教育学部・教育学研究科学生によるものが計89件である。

資格等の取得状況について、教育職員免許状に関しては、平成27年度において、教育学部卒業生507人中459人が資格申請し、全員が取得している。この年度において、293人が教員採用試験を受験し、一次合格率は84.3%、二次合格率が55.6%である。加えて、理学部についても同年度において102人、文化科学研究科（博士前期）では7人、教育学研究科（修士）では50人、理工学研究科（博士前期）では10人が教育職員免許状を取得している。また、平成27年度に、教養学部では、7人が学芸員資格を取得、教育学部では25人が保育士の資格を取得し、経済学部では、公認会計士試験に2人が合格している。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-1-1-② 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。

全学部・研究科が、平成26年度の前後期2回で実施した「授業評価調査」において、「思考力、専門知識を高めるうえで役だったか」「満足できるものだったか」という評価項目を設け、学生から意見聴取を行っている。その結果は、平成26年度後期（講義・演習）の場合、5点満点で、教養学部では各々4.37と4.37、経済学部では4.35と4.31、教育学部では4.51と4.48、理学部では4.33と4.26、工学部では4.19と4.15と極めて高い。また、「満足できる」「やや満足できる」を併せた満足度については、すべての学部で78%以上である。

大学院についても同じ時期の調査で、文化科学研究科では各々4.92と4.93、経済科学研究科では4.91と4.82、教育学研究科では4.87と4.86、理工学研究科では4.63と4.63であり、また、「満足できる」「やや満足できる」を併せた満足度については、すべての研究科で94%以上と極めて高い。

理学部において平成27年度に卒業を控えた4年次学生を対象として行われたアンケートでも、大学及び理学部の教育、そして所属学科の教育に対する満足度（「満足」と「やや満足」の合計）が各々79%、84%と高い数値であることに加え、教養教育、専門教育が実際に学力の向上に資するものとの評価が得られている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-1-① 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

平成23～27年度における就職率及び就職希望者の就職率は、学士課程の場合、各学部での卒業生に対する就職率は5年間の平均で57～63%であり、就職希望者の就職率の5年間の平均は85～93%である。特に理工系の学部では近年改善傾向が見られる。大学院課程の場合、各研究科修士に対する就職率が5年間の平均は69～83%であり、就職希望者に対する就職率の5年間の平均は87～94%である。

平成23～27年度における進学率は、学士課程全体で26～28%であり、理工系（理学部、工学部）では52～64%である。また、大学院課程全体（博士前期課程）での進学率は5～7%である。

平成27年度における具体的な就職先は、学士課程の場合、経済学部（就職希望者数302人）は情報通信業（42人）、金融・保険業（84人）と公務員（54人）が比較的多く、教育学部（就職希望者数418人）は学校教育関係が中心であり（227人）、工学部（就職希望者数169人）は建設業（19人）、製造業（66人）、情報通信業（23人）、公務員（38人）が多いのに対し、教養学部、理学部は学問分野の多様性を反映して多彩

な職種に就職する傾向が見られる。大学院課程修士・博士前期課程の場合、文化科学研究科では製造業と学校教育関係が比較的多く（就職希望者34人中各々3人と4人）、経済科学研究科では多様な職種に就職している。教育学研究科（就職希望者数64人）では学校教育関係（42人）が多く、理工学研究科（就職希望者数315人）では製造業（179人）と情報通信業（42人）が顕著である。博士後期課程の場合、経済科学研究科では、金融業がやや目立っており（就職希望者5人中2人）、理工学研究科の修了生（就職希望者数34人）の多くが学術・開発研究機関（11人）、そして学校教育関係（10人）に就職している。以上のように、就職状況は各学部、各研究科における教育研究上の目的及び学位授与方針に基づく人材育成の成果を反映したものとなっている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-② 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。

就職先等の関係者からのアンケートに関して、教養学部（大学院：文化科学研究科）が平成27年度に埼玉県内の企業を対象に実施したアンケートによれば、文系の学生については一般教養・専門知識論理性・協調性等の項目について、十分身に付けているという回答が多く、これらは教育目標に合致している。経済学部が平成27年度に実施した就職先アンケートでは、就職先の90%が自社のニーズに当てていると回答し、92%が能力や水準を肯定的に評価している。教育学部が平成27年度に実施した就職先アンケート（勤務校の学校長）では、「教員としての資質能力の形成状況」に関する複数の質問に対して、平均3.32以上（満点4）の評価を得ている。特に「保護者、地域住民とのコミュニケーションを円滑にすることができるとともに、社会人としてふさわしい身なりや言葉使いに留意している」については、いずれも3.6前後の評価を得ており、教師としての基本的な姿勢について十分な資質を備えていると認識されている。理学部（大学院：理工学研究科）が平成27年度に実施した就職先企業アンケートでは、就職先等の関係者の90.7%が卒業生・修了生の能力に満足するという回答である。工学部（大学院：理工学研究科）が実施したアンケートでは、就職先等の関係者の92.4%が卒業生・修了生の能力に満足しているという回答である。

卒業生を対象としたアンケートに関しては、教養学部では、平成27年度に教養学部・文化科学研究科の卒業生を対象に実施したアンケートで、「論理的思考力」、「広い意味での教養」といった幅広い教育内容に高い評価を得ている。経済学部では、平成26年度に平成22～26年度の卒業生を対象とした「2014年経済学部卒業生による教育評価アンケート」を実施し、各学科専門教育に対する一定の満足度とともに、習得した知識・能力が職業・社会生活における「論理的に思考する能力」「問題を発見し解決する能力」の各面において特に役立っているとの評価を得ている。教育学部では、平成27年度に実施した卒業生アンケートによると「初任者研修」や「教材研究」等学び続ける姿勢について、自己評価が高い。また、「学級における係や当番活動など、集団活動の指導が適切である」等学級経営においても積極的に臨んでいると評価されている。理学部では、平成25年度のアンケートにおいて、当該学部での教育は「論理的思考力」、「分析力」の育成に有効であるという評価が得られている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

基準7 施設・設備及び学生支援

- 7-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等が整備され、有効に活用されていること。
- 7-2 学生への履修指導が適切に行われていること。また、学習、課外活動、生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 7-1-① 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。
また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

校地面積は263,040㎡、校舎等の施設面積は141,582㎡であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

教育研究活動を展開する上で必要な講義棟、研究棟等の主要施設に加え、教育研究のための附属施設が整備されている。すべての学部・大学院が位置する大久保キャンパスに事務局及び5学部、3研究科を置き、大学設置基準第36条に規定された施設を備えた校舎等を有し、また、教育研究支援施設として図書館、情報メディア基盤センター、科学分析支援センターを、福利厚生施設として学生会館、第1・第2食堂、学生宿舎、国際交流会館を設置している。主な課外活動施設としては、運動場、第1体育館、総合体育館、武道場、弓道場、課外活動共用施設、学生会館を設置している。大学キャンパス外のさいたま市内に教育学部附属幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校、また、大宮駅及び東京駅付近のオフィスビル内にサテライトキャンパス（大宮ソニックシティカレッジ、東京ステーションカレッジ）を設置している。

東京ステーションカレッジは、平日夜間及び土曜日に、人文社会科学研究科経済経営専攻博士後期課程のすべての講義及び経済経営専攻博士前期課程の約半数の講義の実施並びに社会人大学院学生の個別指導に利用されている。大宮ソニックシティカレッジは、主として教育学研究科が、大学院の授業開講を中心に、研究会、セミナー、論文発表会等で利用している。

平成27年度の演習室・セミナー室、講義室の利用状況は、各学部、研究科及び教育機構において、37～89%である。

施設・設備における耐震化については、耐震基準を満たしていない建物（Is値0.7未満）について、緊急性の高い建物から順次耐震改修を実施しており、未整備の建物についてもすべて概算要求を行っている。

施設・設備のバリアフリー化に関しては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）及びさいたま市条例に適合させながら、スロープ、自動ドア、身体障害者対応型エレベーター、多目的便所、車いす対応公衆電話ボックス、点字ブロック、身体障害者用駐車スペース等のバリアフリー環境の整備を行っている。大学の生活情報マップ（バリアフリーマップ）を作成し、ウェブサイト公表するなど利便性を図っている。

安全・防犯面については、防犯カメラの設置及び警備員を配置、建物への入館に対するセキュリティ管理、外灯の設置、安全衛生委員会による定期巡視等の安全対策を適切に行っている。

そのほか、学習スペースの整備、老朽化したトイレの改修、食堂の混雑緩和等の学生のニーズに対応した施設整備を実施している。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面への配慮がなされていると判断する。

7-1-② 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されているか。

情報メディア基盤センターが中心となり、ICT環境を整備している。平成24年3月の情報基盤システム更新時に、少数の大型装置の構成から多数の小型装置の構成に改めることで性能向上とコスト削減を達成するとともに、信頼性を向上させている。また、インターネットへの経路となる学術情報ネットワークSINETとの接続を1Gbpsから10Gbpsに強化している。さらに、学内の無線LANアクセスポイントを最新機器に更新して、速度向上及びセキュリティ向上を図るとともに、ICT環境に対する学生のニーズも踏まえ、アクセスポイントを学内約80ヶ所から約300ヶ所に増やしている。無線LANは、学内ほぼ全域をカバーしており、教室での授業のほか、図書館や部局図書室、学生用自習スペース、食堂等での自習にも活用されている。現状、全体で同時2,500台前後の接続需要に込んでいる。

授業内外で学生が利用可能なパソコンの台数及び利用時間等については、学生全員が利用可能なパソコンを学内に計280台配置し、情報メディア端末室では8時30分から19時30分（授業期間中平日）、また図書館では開館時間中（授業期間中開講日9時から21時30分、休日9時から17時）使用することができる。また、英語教育開発センターPCルームにパソコンが33台あり、e-learning授業期間中に授業のほか自習にも利用できる。

ICT環境のメンテナンスは、情報メディア基盤センターが担当しており、センター長以下14人のスタッフ（教員・技術職員・事務職員）の組織で、全学のICT環境の維持管理に当たっている。ICT環境で稼働する情報システムとしては、コース管理システムやe-learning等の教学系システム、サイボウズ等の事務のグループウェアや人事、財務システム等の事務系システム、さらに中間的な位置付けの教務支援システムや図書館システムがある。各システムを所有する部署及び情報基盤課、情報メディア基盤センターが連携を図り管理運用を行っている。情報システムの活用例として、必修の英語科目では、週1回の対面授業のほかe-learningで学習することになっており、その学習履歴が成績評価に反映されるようになっている。また、全ての学生がe-learningで学習できるようにしている。

セキュリティ管理の状況については、平成19年3月に迷惑メールフィルタシステムを導入、さらに平成24年3月にパソコン用ウィルス対策ソフトウェアの全学ライセンスを取得し、セキュリティの向上を図っている。また、情報倫理及び情報セキュリティに関する規則に基づき、情報倫理運用規準、情報セキュリティポリシー（情報セキュリティ方針、情報セキュリティ対策基準及び情報セキュリティ対策実施手順書）を制定し、セキュリティ管理を行っている。

学内の情報モラルや個人情報の管理については、保有する個人情報の保護に関する規則に即して対応している。個人情報の保護のための管理体制として、総括保護管理者（学長）の下、部課室又は附属学校に保護管理者（課長等、校長等）、保護担当者（実務担当者）を配置している。また、教育・研究関係の個人情報保護に当たっては、部局長が保護管理者、その部局の教員を保護担当者としている。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

7-1-③ 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

図書館では、閲覧室、書庫、雑誌室、ラーニングコモンズ、セミナー室、グループ学習室、国際交流コ

モンズ、官立浦和高等学校記念資料室等の各スペースに合計 902 席の座席と A Vブース、情報端末等の設備を整備している。また、図書館 1 F に飲食可能なラウンジが設置されている。図書館の蔵書状況は、図書 877, 048 冊、学術雑誌 21, 838 種、電子ジャーナル 13, 570 種、視聴覚資料 2, 553 点である。図書資料等の整備については、図書館会議において選定方法等を協議し、全学共同利用の学術情報資料（図書、電子ジャーナル、データベース等）を安定的に整備するため、全学共通経費により購入している。学生用図書については、シラバスに掲載されている参考図書の全点購入、学生の購入希望、教員・部局推薦により系統的に整備している。外国雑誌、電子ジャーナルについては、全学的な利活用の観点から部局の希望に基づき図書館会議で選定している。

図書館の利用時間は、平日は 9 時から 21 時 30 分、土日祝日は 9 時から 17 時である。平成 27 年度の状況は、開館日数 275 日、入館者数 196, 021 人、館外貸出冊数 48, 503 冊、文献複写利用件数 1, 838 件である。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

7-1-④ 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

学内の全学的な自主的学習施設としては、教育機構棟に設置された共同打合せスペースや、平成 26 年 12 月に設置された大学会館 2 階のラーニングコモンスが授業以外の時間に利用できる。また、グローバル人材育成に伴う語学力の強化の観点から、スピーキングシステム（防音ブース）を、全学講義棟改修工事により全学講義棟 3 階に新たに設け、平成 28 年 4 月から本格稼働を開始している。図書館では閲覧室、A Vブース、情報端末、国際交流コモンス、グループ学習室を整備している。各学部、研究科においても独自に、資料センター、資料閲覧室、ラウンジ、自習室等自主的学習環境を整備している。学内パソコンが設置されている情報教育室、情報メディア実習室、情報メディア端末室等は、授業以外の時間に学生の自主学習の場として利用できる。

学生のニーズへの対応例としては、「図書館の利用に関するアンケート」の結果を踏まえ、周りを気にせず自習できる静粛な環境とアクティブ・ラーニングができる環境の双方の要望に対応するため、図書館 2 号館の全面的改修（平成 27 年 3 月竣工）、図書館ラーニングコモンス増築（平成 27 年 10 月竣工）を機に、2 号館は静粛な閲覧室、ラーニングコモンスはグループ学習室・セミナー室等も備えたアクティブ・ラーニングのできる環境として整備している。これにより、図書館内の座席数は 785 席から 902 席に増加している。なお、平成 28 年度第 3 タームから、ラーニングコモンスにライブラリーアシスタントを配置している。また、学部単位での対応の例として、平成 27 年度理学部及び工学部は「修学環境に関するアンケート」を実施し、自習スペースの利用率が 70%を超えていることを確認している。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-① 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

新入生、編入生を対象に、入学年度初めにガイダンスを実施し、履修システムや履修科目選択に関する指導を行うとともに、Web 履修登録方法等を説明している。ガイダンスの実施は、学生が所属する学部、学科、研究科、専攻等、それぞれのカリキュラムに適した単位で、カリキュラムの担当教員等が役割に応じて、内容を説明している。併せて教育機構は、Web システムに関する補填的な説明を実施している。在学生に対するガイダンスも、同様の体制で毎年度初めに実施している。ガイダンス時の配布資料は、学部履修案内、学部時間割、大学院時間割、学生生活上の注意、ガイダンス資料等、担当職員が分担して準備し、新入生及び在学生に配布している。

ガイダンスに対する学生のニーズや利用満足度については、学生へのアンケートを行い把握している。例えば、教育機構が全学的に実施した主に学部1、2年次生を対象とした「平成26年度学生の学習に関する実態調査」では、60%の回答者が履修ガイダンスが役に立ったと回答している。また、理学部及び工学部で実施した「修学環境向上アンケート」では、60%以上の回答者がガイダンスが授業科目の選択に役立ったと回答し、90%以上の回答者がガイダンスが必要、あるいはどちらかといえば必要と回答している。

これらのことから、授業科目等の選択の際のガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-2-2② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。
また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

学習支援のための全学的な対応として、各科目に対してオフィスアワーを設定し、担当教員の電子メールアドレス等の連絡先の公開を行うこととしており、その内容はシラバス等により周知されている。利用学生と教員とのコミュニケーションにより、学習支援のニーズの把握や、それに基づく学習相談、助言、支援を行っている。オフィスアワーの利用状況について、理学部及び工学部による「修学環境に関するアンケート」の結果では、その存在を知っていると回答した者は80%前後であり、利用したと回答した者は15%前後である。また、学生の生活全般を支援する組織である統合キャリアセンターSUに置かれているなんでも相談室「さいだいスポット21」では、相談員3人（うち臨床心理士1人）を配置し、学生の総合相談窓口として、学生のニーズの把握に努め、学習を含めた様々な相談内容に対応している。学習支援に関しては、さらに必要に応じて、各学部・研究科相談室兼任教員と連携し対応している。平成27年度においては、総相談件数363件のうち、修学に関する相談が73件である。

各学部、研究科では、その特性に応じた方法で学習支援に関する独自の取組を行っている。例えば、工学部では、全学科で教員1人当たり10人前後の学生を担任する担任制度を実施している。また、各学部では、学生の修学状況を把握するとともに、修得単位数、GPA等に基づき成績不振と判断される学生に対しては、指導教員、カリキュラム委員等が修学面での指導に当たっている。

「特別教育プログラム (Global Youth)」では、40人程度の参加者に対し、国際開発教育研究センター（教員3人、事務員1人）が日常的に学生とコンタクトできる状況を整え、学生一人一人の様々なニーズについて把握する体制ができており、それに応じた学習支援を行っている。

留学生の在籍数は、学部147人、大学院301人であり、研究生や研修留学生等も含めた総数は549人（平成28年5月1日時点）である。留学生に対しては、国際本部において、祭日と年末年始を除いて、学期中、休暇中も月曜日から金曜日まで12時から16時に留学生相談室を開室しており、毎日1人の教員（月～水＝常勤、木・金＝非常勤）が留学生からの相談に対応している。年間で延べ1,200件程度の相談に対応しており、その内容は多岐にわたるが、修学に関する相談も含まれる。各学部には、留学交流支援教員が配置されている。また、チューター制度があり、特に英語による学位取得が可能な特別コースが設置されている理工学研究科では、ほとんどの留学生に対してチューターを配置して修学支援を行っている。日本語能力を強化する必要がある留学生に対しては、日本語教育センターによるカリキュラムが提供されている。留学生への情報提供について、大学ウェブサイトには外国人留学生向けの項目があり、一部英語が用いられているほか、電子シラバスは英語でも閲覧及び検索できるようになっている。

障害のある学生に対しては、必要に応じてノートテイク等を配置することとしている。ノートテイクを必要とする学生は、平成28年度現在教育学部に1人在籍しており、学部において掲示及び障害者支援サークル等に連絡して希望者を募り、対応している。また、関連教室に専用机を設置するなどの措置も

行っている。過去において言語機能の障害、下肢機能障害、発達障害等の学生に対する支援例がある。なお、平成28年4月1日の障害者差別解消法の施行に伴い、障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領に関する規則を制定している。

これらのことから、学習支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-2-④ 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

課外活動登録団体として、平成27年度は体育系80、文化系89、計169団体が活動している。学生の課外活動の支援は主として、統合キャリアセンターSUが行っている。課外活動施設の設備整備として、毎年学生支援経費で修繕等を行っているほか、大学及び学生後援会から運営資金の支援や物品貸与を行っている。また、各課外活動団体のリーダーを集めたリーダーシップトレーニングを開催し、リーダーの資質・役割、サークル活動の意義、健康管理、危機管理等について、講話やグループワークを実施している。学生表彰規則に則り、課外活動の成果が特に顕著であり、かつ、課外活動の振興に功績があったと認められる学生個人又は団体の表彰も行っている。

加えて、自治会機能を持つむつめ祭常任委員会に対して、むつめ祭（大学祭）の実施に合わせて、毎年、大学からは物品購入費の支援、学生後援会からは廃棄物処理費や清掃費等の支援を実施している。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-2-⑤ 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。

学生の生活全般の支援は主として、統合キャリアセンターSUが行っている。センターの業務をサポートする事務組織として学生支援課があり、学生の厚生支援、課外活動支援、奨学支援の各方面で対応する窓口を設けている。センターに置かれているなんでも相談室「さいだいスポット21」では、相談員3人（うち臨床心理士1人）を配置し、学生のニーズの把握に努め、相談内容に対応しており、必要に応じて、保健センター、各学部・研究科兼任教員、学生支援課等と連携している。なんでも相談室の周知については、学生生活の手引きを始め、ウェブサイト、リーフレット、学内広報誌・掲示等により広く学生に周知を図っている。平成27年度の総相談件数は363件であり、その内訳は修学73件、経済7件、対人50件、進路24件、生活15件、健康183件、その他11件である。

学生の健康相談支援については、保健センターにおいて、月曜日から金曜日の10時から16時に専任医師（2人）、カウンセラー（非常勤1人）、看護師（2人）による健康相談を実施しており、診察の結果、生活面の助言・指導や専門医への紹介等を行っている。保健センターでは、毎年新入生全員を対象とした「メンタルヘルスに関するアンケート」を実施し、学生の健康管理に役立っている。保健センターの学生への周知は、学生生活の手引きのほか、保健センターウェブサイト等により広く行っている。平成26年度の健康相談・処置・診察実数は604件、精神保健相談人数は延べ226人、新相談者数は85人である。

学生の就職相談は、全学的な就職活動支援組織として統合キャリアセンターSUに置く就職支援室（就

職情報室と就職相談室)が対応している。就職支援室では、経験と専門的知識を持つキャリアカウンセラー(計10人、平日各2人)を配置し、予約制と予約不要の2つの体制により、学生の個別就職相談に応じている。統合キャリアセンターSUでは、学生支援課と各学部兼任教員・学務担当係長とが連携し、各種就職支援を企画・実施している。学生のニーズは、予約制の就職相談により記入してもらった相談申込カードにより把握している。キャリアカウンセラーの行う就職相談時に学生への個別アンケート(平成26年度～)を実施することにより利用満足度を把握し、カウンセラーと意見交換するなど随時対応している。平成27年度の「就職相談に関するアンケート」の結果では、対象数927人中、非常に役に立った及び役に立ったと答えた人数が917人であり、利用満足度は高い。就職支援室の学生への周知は、学生生活の手引き、就職支援室ウェブサイト、Web学生システムのメッセージ、掲示等により行っている。平成27年度の利用件数は個別予約制815人、随時相談制1,571人である。

各種ハラスメントに関しては、ハラスメントの防止等に関する規則を定め、防止委員会、相談員等を置き、体制を整備している。学生の総合相談窓口であるなんでも相談室においては、各種ハラスメントの相談を受けた場合、ハラスメント相談員やホットライン連絡先を紹介するなど必要な対応を行っている。各種ハラスメントの相談窓口の周知は、学生生活の手引きやハラスメント防止ガイドブック、統合キャリアセンターSUウェブサイト等により学生に周知を図っている。平成27年度のハラスメント関係の相談は9件である。また、ハラスメント防止委員会が主催するハラスメント防止研修を、学生を含めた全構成員を対象として毎年実施している。

外国人留学生の生活支援に関するニーズ把握は、国際本部が教職協働体制(留学生相談指導教員と留学生支援担当)を整えて対応している。留学生相談室を開室し、住居問題(アパート入居への保証人問題)、入国管理法に基づく在留資格関連、就職、奨学金申請のための推薦状作成等に対応している。健康面に関する相談の場合は保健センターと、進路に関する相談の場合は学生支援課と、ハラスメントに関する相談の場合はハラスメント相談員と、それぞれ必要に応じて連携しつつ対応できる体制を整えている。また、生活指導オリエンテーションを4月期と10月期に開催しており、学部学生、大学院学生、非正規学生に分けて、プログラムごとのオリエンテーションでサポート体制を紹介している。大学のウェブサイトから留学生相談担当へのメールもアクセス可能であり、メール相談(年間300件程度)に応じている。国際本部のウェブサイトでは、奨学金情報、在留手続に関する情報、日本語教育、留学生相談室に関する情報、就職支援、地域交流、卒業後のフォローアップ等のサービスと情報を提供している。各学部では留学交流支援室会議に出席する教員が留学生の受入等に係る役割を果たすほか、チューター制度によって、必要に応じた留学生への支援が行われており、平成27年度は、全学部・研究科等で64人のチューターが配置されている。

障害のある学生や、その他特別な支援が必要な学生に対しては、個別に要望等を聞き、それぞれの状況に応じて対応している。障害者差別解消法の施行に当たり、保健センターでは、医師及びカウンセラーが専門家の立場から健康面の相談・指導の支援を行う体制を整えている。また、なんでも相談室では、臨床心理士及び相談員が、障害のある学生に対しても学生生活全般に関する相談に応じ、必要に応じて兼任教員(相談員)を紹介するなど、学生生活に必要な支援を行える体制を整えている。

これらのことから、生活支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-⑥ 学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。

日本学生支援機構の奨学金の募集、説明会等についての情報は、学生支援課窓口及び大学ウェブサイトに掲示し周知を図っている。平成27年度の日本学生支援機構奨学金採用者の実績は、学部:予約421人(第

埼玉大学

一種 210 人、第二種 211 人)、在学 256 人 (第一種 135 人、第二種 121 人)、緊急・応急 5 人 (第一種 5 人)、短期留学 1 人 (第二種 1 人)。大学院 (修士課程) : 予約 109 人 (第一種 98 人、第二種 11 人)、在学 86 人 (第一種 76 人、第二種 10 人)、緊急・応急 1 人 (第一種 1 人)。大学院 (博士課程) : 予約 2 人 (第一種 2 人)、在学 6 人 (第一種 5 人、第二種 1 人) である。

大学独自の奨学金として、学部学生に対し「白楽ロックビル奨学金」、大学院学生に対し「大内新興化学工業奨学金」が整備され、毎年 2 人ずつに支給されている。

入学料及び授業料免除については、入学試験合格者には『入学料・授業料免除等申請の手引』、在学生には『授業料免除等申請のしおり』により周知を図り、審査は、『授業料免除等申請のしおり』の別記授業料免除又は徴収猶予に関する学業及び経済の基準により実施している。留学生についても日本人学生と同様の基準により審査を行い、入学料及び授業料免除を実施している。

なお、東日本大震災に関連し、学生支援課内に震災専用の総合相談窓口を開設し、被災した学生の状況把握及び震災に関わる教育や生活等すべてのことに対応する相談を行ったほか、経済面での支援を行っている。具体的には、被災学生に対する経済支援として、平成 23 年度は、授業料免除を補正予算により実施したほか、学長のリーダーシップの下、授業料免除震災枠 (165 人、33,488 千円) を大学独自に設け実施している。さらに、震災により経済的に困窮し就学に支障を来している被災学生に対して、学内で寄付を募り創設した「埼玉大学東日本大震災緊急支援奨学金」から奨学金を支給 (117 人、17,550 千円) している。平成 24 年度は、授業料免除を震災復興枠予算 (特別会計) により実施したほか、予算枠の関係で免除を受けられなかった被災学生に対しては、「埼玉大学東日本大震災緊急支援奨学金」の一部を授業料免除額に充当 (11 人、2,813 千円) するなど、被災により経済的に困窮し修学に支障をきたした学生に対する支援を行っている。平成 25~27 年度については、被災学生への授業料免除は、引き続き震災復興枠予算 (特別会計) により実施している。

平成 26 年度から、授業料減免に加え、授業料減免の基準を満たす学部学生を対象に、教育機構での大学入試センター試験補助業務としての警備等、学内業務に従事させる学内ワークスタディ事業を開始し、経済困難な学生に対して支援を行っている。

学生寄宿舎としては、学部 1・2 年次生を対象として、近隣の民間アパート等に比べ低廉な寄宿料で学生宿舎 (272 室) を提供している。また、留学生・研究者用の宿舎として、国際交流会館を設置し、協定校からの学生、国費留学生を含む留学生が入居している。単身室、夫婦室、家族室が合計 146 室用意されており、過去 3 年において入居状況は 8~9 割である。

これらのことから、学生に対する経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 7 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 図書館や学生会館等のキャンパス内の複数の教育施設・福利厚生施設に、ラーニングコモンズを設置及び増築し、ライブラリーアシスタントを配置するなど、学生の自主的な学習を行う環境を充実させている。

基準 8 教育の内部質保証システム

- 8-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していること。
- 8-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、教育の質の改善・向上を図るための取組が適切に行われ、機能していること。

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 8-1-① 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

学則第 2 条に「教育研究水準の向上を図るとともに、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自ら点検及び評価（以下「自己点検・評価」という。）を行い、その結果を公表する。」と定め、また第 2 期中期目標において「教育を実施するすべての基本組織において F D 活動の充実を図る仕組みを構築するとともに、大学が一体となり組織的かつ継続的に教育の質の改善、向上を目指す。」「学生による授業評価、学生の就学状況の把握等を通じて、各教員は担当する教育の内容や方法の質の改善を図る。」と定めている。

この学則、中期目標に基づき、学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制として、全学的には理事（教学・学生担当）・副学長を機構長とする教育機構の下に教育企画室が設けられている。教育企画室は、大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価するために、例えば年度末に「学生の学習に関する実態調査」を実施し、データの整理を行い、学生が身に付けた学習成果について各学部・研究科へ報告している。

教育への取組状況については、副学長（目標計画・評価担当）を室長とする教育・研究等評価室が中心となり、毎年各部局を通じて各所属教員に対して教員活動報告を求めている。この教員活動報告では「教育の質の向上に関する取り組み」を必ず記入することとし、各部局長が点検・評価している。この教員活動報告の各部局による評価結果は、教育・研究等評価室が取りまとめて全学的観点から点検・評価している。また、その結果を『教員活動評価報告書』として学内に周知を図り、また外部に公表するとともに、教育の質の向上に関する取組についての情報は教育機構に提供し、また評価結果での改善を要する点は該当部局に改善を促すなどして、全学的な自己点検・評価の基礎としている。さらに、教育・研究等評価室は、文部科学省に提出する業務実績報告書の作成のために、各部局に年度計画の達成状況の自己点検・評価を求め、収集した年度計画の達成状況をとりまとめて、年度計画評価書を作成している。この評価書においても、教育の質の改善・向上へ向けた取組状況の自己点検・評価を、年度計画の達成状況という観点から行っており、達成状況が不十分な部局には達成を促している。加えて、この自己点検・評価の実施体制は、認証評価における、各基準観点についての各部局の取組状況の把握、自己点検・評価についても機能している。

教育企画室では、平成 26 年度に設置された基盤教育検討WGにおいて、教養教育の在り方を検討し、その検討結果を踏まえ、平成 28 年 3 月『埼玉大学における教養教育の在り方』として暫定的にまとめている。

る。また、平成27年度に「大学と出会う」という科目を開設している。これは、全学の改革プランにおける「教育の質的転換」を踏まえた基盤科目再構成の検討において、教育再生実行会議等で示された方針に基づいて平成24年度に実施した「基盤科目教育項目アンケート」の結果（コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力に対する教育実施割合が低い）を踏まえたものであり、異分野間でのコミュニケーションを通じた知識の体系化や創造的思考を主体的に経験させることを目的として導入したものである。

各学部・研究科でも、独自にカリキュラムの点検を行っている。例えば、経済学部は、学生の履修状況と学習成果を分析し、専門性を明確に意識して履修・学習をしていない学生が少なくないことが明らかとなったため、学部内に「カリキュラム改革検討会議」を設け、より専門性の高い教育を実施するために、学外者の意見も参考にカリキュラムを抜本的に見直している。

これらのことから、学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していると判断する。

8-1-② 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

学生に対する意見の聴取は、全学的には、まず授業評価調査によって行われている。この授業評価調査は、教育企画室の主導の下で基本が作成され、各学部・研究科によってそれぞれの教育内容に合わせてアンケート項目が調整された上で、平成27年度までは学期ごとに実施されている。この調査結果は、教育企画室によって全学的に集計・分析されるとともに、各学部・研究科を通じて各教員にフィードバック、学生へ公表され、教育の質の改善・向上に活用されている。

経済学部では、授業評価調査での学生からの要望に対して、レジュメの改善を行うなど各教員の具体的な対応を返答する「レスポンス」として公表し、理学部では、プレゼンテーションソフトウェアを利用した授業の促進に結び付けている。また、教養学部では、学生が積極的に授業に参加するための工夫としてミニット・ペーパーを実施し、教育学部では教職支援室に寄せられた学生の意見を学部運営企画室にフィードバックするといった学部・研究科ごとの取組もある。

教職員の意見は、教育企画室が開催する全学FD研究会の際に聴取し、教育の質の改善・向上に活用されている。例えば、教職員等の意見を踏まえ、コース管理システムの学外からのアクセスを可能とし、簡易マニュアルをウェブサイトに掲載するなどの利用に関する改善を図っている。また、学長が教職員の意見や要望を受け付け、大学運営の参考にするための「学長への意見箱」も設けられ、専用のアドレスでメールを直接に学長へ送ることができるようになっている。各学部・研究科でも、FD委員会、教育企画委員会、コース会議というような教育を検討する委員会を通じて意見聴取を行い、アカデミックスキルズ担当者会議やプレゼミ担当者会議で教員が相互に意見交換を行っている。その結果、例えば経済学部が平成26年度から「教育の質」の現状把握に向けたアンケート調査を教員対象に実施するなど、より積極的に意見聴取を行う取組もみられる。

これらのことから、大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

経営協議会や大学顧問から、学外関係者の意見の聴取が行われ、留学交流の体制整備や語学教育の充実など、教育の質向上に向けて活用している。

各学部・研究科も、保証人アンケートや父母等懇談会におけるアンケートによって保証人らの意見を聴

取し、卒業生・修了生就職先アンケートで就職先の意見を聴取している。教育学部は、埼玉県教育委員会やさいたま市教育委員会との連携協定に基づいて意見交換を行っている。教養学部では、例えば、「平成26年度父母等懇談会アンケート」で、就職指導について、適切な時期に、体験談等も交えたセミナー等を開催してほしいという要望に応じて、1、2年次生を主な対象として、卒業生を講師に招いた就職支援特別セミナーを開催している。経済学部では、学生の学習成果を分析するほか、社会的ニーズを把握するために全国企業の採用担当者に実施したアンケートを分析し、より専門性の高い教育を実施するために、平成27年度より、「経済分析」「国際ビジネスと社会発展」「経営イノベーション」「法と公共政策」の4メジャーからなるメジャー制を導入している。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-2-① ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

全学的なFDの取組は、教育機構が行っている。教育企画室は、全学のFDガイドラインを取り決めており、これに基づいてFD活動が行われている。また、年に複数回、全学FD研究会を実施し、学部の枠を超えて全学的にFD問題を検討している。この全学FD研究会では、教育機構におかれた基盤教育研究センターの専任教員が講演を行い、他大学のFD活動の紹介、基盤科目における講義の工夫等が紹介されている。こうした検討の成果として、教員の教育活動を全般的にサポートする『教員用授業ハンドブック』を発行している。このハンドブックは、非常勤の教員も含めたすべての授業担当者に配布されている。ハンドブックには、シラバス作成から成績評価まで、授業の実施に必要な各種手続き、教務システムの使用法、さらには成績評価方法等FDで使用した資料、授業改善の工夫例も掲載されており、授業の実施とともに、授業の質の向上にも役立てられる。

教育企画室は、各部局で行われている授業アンケートに対する各教員のフィードバックに関する、「学生の授業評価結果のフィードバックの取組について」の調査を行い、各教員の評価結果のフィードバック方法や活用法を取りまとめ、報告書として公表し、全教員に配布することで、情報の共有化を図っている。

各学部・研究科は、それぞれ独自にFDを実施している。例えば、教養学部は、海外の教育研究機関等で授業を担当し、その機関におけるFDの状況を調査する海外研修制度を設け、国際的な視点からのFDに取り組んでいる（平成27年度実績1人）。また、平成27年3月27日にFD講習会“What Professional Development Can Offer for Globalizing Higher Education and Empowering Early Career Researchers”を開催し、高等教育のグローバル化時代における若手を含む教員の能力開発に関する研修を実施している。経済学部は、平成26年7月15日に「FD懇談会」を開催し、高評価の講義を教員が参観できるように「オープンクラス」の実施、さらに、全国12大学経済学部長会議で教育の質改革についての報告を行い、その成果をフィードバックしている。教育学部では、学部の特質の理解や大学教員としての職務理解等のため新任教員研修会を実施し、教育学部FD委員会発行の『教育学部ニューズレター』を通じて（平成26年度は46本発行）、FD活動の取組についての情報を共有している。理学部、工学部、理工学研究科では、教員が授業を参観し合い、相互の授業の質向上に努め、定期的にFD講習会やシンポジウムを開催している。また、工学部では、各教員の教育の内容や方法の質の改善を図るため、講義を4つのカテゴリーに分け、学生の授業評価の結果を基に評価点を算出し、ランクを付け、上位の者にベストレクチャー賞を授与している。これらの取組の結果、例えば理学部では物理学実験の授業における学生のプレゼンテーション能力の向上や、工学部では音響機器の使用法の改善等の成果が見られる。

これらのことから、FD活動が、適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

8-2-② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

職員については、総務部が、職員研修の中で学務系の事務を担当するための資質の向上に努め、大学職員としての基礎的な知識を得る研修等や、専門的教育を受けるための自己研鑽型研修等を積極的に奨励している。

技術職員については、総合技術支援センター規程に定めたセンターの業務「専門的・技術的能力を向上させるための研修活動等」に基づき、総合技術支援センターにおいて、資質の向上を図る取組が行われている。資質の向上の取組の一つとして総合技術支援センターは、毎年度、技術発表会を開催している。教員も参加するこの技術発表会では、講師を招いての学術講演に加えて、職員が3～6本の口頭報告、6～7本のポスター報告を行い、職員の技術交流と資質向上に努めている。また、平成26年には他大学で開催のガラス工作シンポジウムへ参加し、他大学の技術職員とガラス細工技術等の意見交換等を行っている。

経済学部・人文社会科学研究科におかれた研究資料室に所属する専任の司書については、運営に必要な知識・技能・資質の向上を図るため、全国図書館大会その他の各種研修等に毎年2回以上派遣している。

TAについては、ティーチング・アシスタント実施要項及び「TAの心得」に基づき、各部署が、研修・指導を行っている。学部学生が教育補助を行うチュード学生・アシスタント(SA)については、各部署がそれぞれの教育内容に合わせて指導している。例えば、教育学部におけるSAの担当業務は、教員からの指示・連絡などの伝達、学習の進捗が遅れている学生への助言、提出物(作品)の管理、安全管理など授業運営の補助であり、そのために授業の目的や内容、受講生についての理解、それぞれの課題についての把握、安全管理にかかわる必要な視点について、指導を行っている。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 充実した内容をもつ『教員用授業ハンドブック』を作成し、シラバス作成から成績評価、授業の実施に必要な各種手続き、教務システムの利用方法、成績評価方法等FDで使用した資料、授業改善の例等を掲載するなど、授業の円滑な実施と質の向上のための工夫がなされている。

【更なる向上が期待される点】

- 教養学部では、海外の教育研究機関等で授業を担当し、その機関におけるFDの状況を調査する海外研修制度を設け、国際的な視点からのFDに取り組んでおり、今後の成果が期待される。

基準 9 財務基盤及び管理運営

- 9-1 適切かつ安定した財務基盤を有し、収支に係る計画等が適切に策定・履行され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていること。
- 9-2 管理運営体制及び事務組織が適切に整備され、機能していること。
- 9-3 大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が実施されているとともに、継続的に改善するための体制が整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 9 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

平成 27 年度末現在、設置者である国立大学法人の資産は、固定資産 74,814,332 千円、流動資産 2,874,624 千円であり、資産合計 77,688,957 千円である。教育研究活動を適切かつ安定して展開するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を有している。

負債については、固定負債 7,720,087 千円、流動負債 3,598,730 千円であり、負債合計 11,318,818 千円である。これらの負債のうち、長期借入金 198,305 千円の用途は学生宿舍整備であり、文部科学大臣から認可された償還計画どおり寄宿寮収入から返済している。その他の負債については、長期及び短期のリース債務 122,235 千円を含んでいるものの、国立大学法人会計基準固有の会計処理により、負債の部に計上されているものがほとんどであり、実質的に返済を要しないものとなっている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

9-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

経常的収入としては、国から措置される運営費交付金、学生納付金、外部資金等で構成している。

平成 23 年度からの 5 年間における状況から、学生納付金収入は安定して確保している。

また、産学連携等研究収入や寄附金収入等の外部資金についても安定した確保に努めている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

9-1-③ 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているか。

収支計画については、平成 22～27 年度までの 6 年間に係る予算、収支計画及び資金計画が中期計画の一部として、また、各年度に係る予算、収支計画及び資金計画が年度計画の一部として、国立大学法人法に従い策定され、教育研究評議会、経営協議会及び役員会の議を経て、学長が決定している。

また、これらの収支計画等は、ウェブサイトで公開し、周知を図っている。

これらのことから、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されていると判断する。

9-1-④ 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

平成27年度末現在、収支状況は、損益計算書における経常費用13,485,028千円、経常収益13,493,470千円、経常利益8,441千円、目的積立金76,705千円を取り崩すことによる当期総利益は178,477千円であり、貸借対照表における利益剰余金338,591千円となっている。

なお、短期借入金はない。

これらのことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

9-1-⑤ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

教育、研究経費の予算配分に当たっては、教育研究評議会の意見を徴し、経営協議会、役員会の議を経て、「予算編成方針」を策定している。

本方針においては、現下の厳しい財政状況を踏まえ、予算全体を見直し、学長のトップマネジメントのもと、戦略的な配分を行うことを基本とし、部局予算案を含む大学全体予算案は、全学予算委員会による審議を経て学長が決定し、各部局へ予算配分している。

さらに学長がリーダーシップを十分に発揮し、強み・特色を生かした機能強化をさらに推進し、また、学長のビジョンに基づき、戦略的・重点的かつ弾力的に学内資源の再配分が行えるよう学長裁量経費を安定的に確保している

また、施設設備整備費等の予算配分については、キャンパスマスタープラン、設備マスタープランに基づき、国から措置される施設整備費補助金等を財源とするほか、所要額を自助努力分として確保している。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

9-1-⑥ 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。

国立大学法人法等関係法令に基づき、財務会計システムによりデータ処理及び管理を行い、月次・決算処理は各々のスケジュールに従って、学内担当課はもとより会計監査人と連携をとりつつ作成された財務諸表並びに事業報告書、決算報告書並びに監査報告書及び会計監査報告書が、経営協議会での審議及び役員会での承認を経て、文部科学大臣に提出され、その承認を受けている。

財務に係る会計監査については、監事による監査、会計監査人による監査、監査室による内部監査が実施されている。監事による監査は、監事監査規則により作成した監事監査計画に基づき、業務及び財務について監査（期中及び期末監査）を実施している。会計監査人による監査は、文部科学大臣により選任された監査法人により、国立大学法人法の規定に基づく財務諸表、決算報告書等の監査が実施されている。監査室による内部監査は、監査室規程及び内部監査規則により作成した監査計画に基づき、業務監査及び会計監査を実施している。

各監査の連携状況については、監事、会計監査人、監査室が監査上のリスクや内部統制の状況について問題点を共有し、各監査が効果的、網羅的に遂行できるよう、年間数回にわたり合同の打合せを実施している。また、監査室は監事監査の補助業務並びに監事及び会計監査人の行う監査に係る連絡調整を行っている。

これらのことから、財務諸表等が適切な形で作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていると判断する。

9-2-① 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

管理運営組織は、役員会、経営協議会、教育研究評議会及び学長選考会議のほか、全学運営会議、学長室会議及び役員懇談会等の、部局の枠を超えた補助的運営組織を設けている。特に、教育研究評議会、全学運営会議、教育機構が、教学に関する全学的連携の要となっている。学長のリーダーシップをより一層発揮するために平成26年度に設置した学長室では、その下に複数のプロジェクトチームを置き、様々な課題に取り組んでいる。学長室は役教職員協働を実現するため、学長を筆頭に役員（理事4人、監事2人）、副学長（6人）、事務職員（6人）で構成されており、戦略的な大学運営の重要事項に関して、統括的な観点から企画し、総合調整及び推進を図ることを目的とし、実質の役割を果たしている。また、プロジェクトチームは、直面する特定の課題について専門的な調査、企画立案等の役割を担っている。さらに、学長の補佐体制を見直し、「男女共同参画担当」の副学長を創設している。

事務組織として事務局に総務部、研究協力部、財務部及び学務部を、また、事務局から独立した学長直下の組織として、監査室、学長室、国際室及び広報渉外室を置き、合計401人（うち専任217人）の事務系職員を配置している。

危機管理については、危機管理規則等の危機管理体制に関する規則を制定し、危機事象に係る必要な事項を審議する危機管理室を設置するとともに、自然災害、事件・事故等の危機事象に係るマニュアルを整備し、学内専用ウェブサイト等に掲載し周知を図るとともに、消防署の協力の下、年1回の全学防災訓練を実施している。また、研究活動における不正防止、ハラスメント防止等に対応する規則の制定、委員会の設置等、防止の推進に向けた体制整備を行っている。

科学研究費補助金等の不正使用防止への取組については、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成26年2月18日改正）を受け、公的研究費不正使用防止基本方策及び研究費の不正使用の防止等に関する規則を策定・改正し、補助金に限らず大学で扱うすべての経費の運営・管理について、適正化のための体制整備、責任と権限の明確化、不正使用防止の対応等を実施している。また、研究費不正使用防止推進室を設置し、研究費等の不正使用発生要因に対し研究費不正使用防止計画を適時企画、立案し、学長の指示により研究費等の不正使用の防止を推進している。具体的な取組としては、教員等が発注する契約に係る検収は、原則としてすべて納品検収センターで行うなど納品検収センターの機能を強化している。国のガイドラインの改正を受け、平成26年度からは不正使用防止対策の理解や意識の浸透を図るため、研究費等の運営・管理に関わるすべての構成員に対しコンプライアンス教育を実施している。なお、e-learningによるコンプライアンス教育を3年に1回受講することを義務づけ、平成26年度には対象となる非常勤教職員を含むすべての役教職員、平成27～28年度には新規採用者を対象に実施している。平成26～28年度においては、受講率は98.4%である。

研究者倫理遵守等の取組については、日本学術会議声明科学者の行動規範（改訂版）（平成25年1月25日改訂）及び文部科学省で策定された、研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日策定）を踏まえ、研究者等の行動規範を改正（平成27年2月27日）するとともに、研究活動上の不正行為の防止等に関する規則を定め（平成27年3月20日）、公正な研究活動を推進している。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

9-2-② 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

学生のニーズ聴取のために、教養学部では毎年、保護者等懇談会を催し、学生の保護者のニーズを収集している。ニーズを把握し、反映した例としては、学部に相談窓口を設置し、学生の学習状況等について保護者に連絡できる体制を整えている。

教育学部では、学生の意見やニーズについて、学務担当係窓口や教職支援室、教員のオフィスアワー等においてその把握に努めている。教職支援室は毎日開室し、教員との個別相談の時間も設け、学生の意見やニーズを含む様々な相談に対応しており、平成26年度より開室時間を延長（9時～17時から8時30分～18時）している。また、教職支援セミナーや教育学部同窓会である教友会による寄附講座を開設し、学生のニーズに応じてその充実を図っている。個別対応の例としては、障害を持つ学生からの学習環境改善に対する要望を受け、講義棟へのエレベーター、自動ドア、スロープ、各教室への車いすスペースと可動式専用機の設置、トイレの改装、ノートテイカー（講義内容の筆記補助）の雇用等の対応を行っている。

理学部では、学務担当係が窓口的機能を有しており、意見やニーズを把握することとしているほか、ステークホルダーとしての保護者にもアンケートを実施して意見やニーズを求めている。

図書館では、利用者の意見やニーズについて、「図書館へ一言」という用紙に記載して提出してもらっている。また、図書館会議において、図書館の管理運営等に関する意見を聴取し、図書館長、図書館職員で構成する図書館連絡会においても、意見やニーズの把握を行っている。具体的な反映事例として、学生が周りを気にせず自習できる静穏な閲覧室として整備するため、図書館2号館の内外装を全面的に改修するとともに、アクティブ・ラーニングができる環境として、図書館ラーニングコモンズを増築し、ラーニングコモンズ、グループ学習室、セミナー室、飲食スペース等を整備している。

教職員のニーズ聴取のために、学長に対する意見・要望等について提出できるよう大学ウェブサイト（「教職員のページ」）内に、「学長への意見箱」を設置している。投稿件数は、平成26～28年度で計72件である。提出された意見等は大学運営の参考とし、対応可能な意見等について改善を図っている。対応事例としては、運営費交付金の重点支援枠の選定や教員定員削減などの大学の方針に関わる事項についての教授会での学長説明の実施、4学期制導入時における学長・学生面談及び理事による学生向け説明会の実施、東京ステーションカレッジの使用方法的改善、会議費用の運用方法的改善等がある。

学外者のニーズ聴取のために、教育学部では、埼玉県教育委員会との連絡協議会において、採用部会、養成部会、調査・研究部会及び研修部会の取組について、また、さいたま市教育委員会との、さいたま教育コラボレーション推進委員会においては、教員養成、教員研修、人事交流、教育上の諸課題への対応等について報告を受け、具体的に協議を行い、改善を図っている。教育実習協力校等との教育実習連絡委員会においても、教育実習についての要望・意見を伺い、具体的に協議を行い、改善を図っている。さらに、教育実習の事前訪問及び研究授業での訪問時に、実習校より要望等を聴取し、その結果を教育実習委員会が集約、把握している。

これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

9-2-③ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

国立大学法人法に基づき2人の監事（常勤1人、非常勤1人）を置き、監事監査規則及び監事監査実施要項により、業務全般の適正かつ効率的効果的な運営、会計経理の適正性の確保に関する監査、財務諸表及び決算報告書に関する監査を実施し、その監査結果報告を大学ウェブサイトで公表している。また、的

確な監事監査の実施のために、会計監査人及び監査室と意見交換を行い、連携体制の下、中期計画に基づく年度計画の達成状況等の把握を含めて監査（期中及び期末監査）し、必要に応じて実地監査を実施している。

監事監査の結果については、学長が全学運営会議で報告するとともに各部局長へ通知し、改善要望事項についての対応を求め、その結果を報告させている。さらに翌年度の監事監査において改善状況を確認することにより、監事監査におけるPDCAサイクルが確立している。

なお、監事は、学内の重要な意思決定の過程や業務の執行状況を把握するために、役員会、経営協議会、教育研究評議会にオブザーバーとして出席するほか、全学運営会議、学長室会議については構成員として出席（平成26年度から非常勤監事も出席）し、必要があれば意見を述べるなど、大学運営改善のための種々の提言を行っている。

これらのことから、監事が適切な役割を果たしていると判断する。

9-2-4 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

役員、事務系幹部職員は、文部科学省や国立大学協会が主催する各種研修会等に参加している。事務系職員に対しては、階層別（部課長、課長代理、係長、中堅、一般職員）、目的別（人事、広報、研究支援、国際、図書、情報処理、財務、学務、技術、安全衛生等）、自己啓発等の体系化された研修を、随時見直しを行いながら実施している。また、人材の早期戦力化及び採用後の研修期間の短縮化を図るため、事務職員新規採用内定者に対して、採用内定者SD研修として、採用前研修を実施している。平成27年度に実施された研修については、階層別研修（国立大学法人等部課長級研修、中堅係長研修、新任職員研修等）に89人（延べ数）、目的別研修（メンタルヘルス・マネジメント研修、関東・甲信越地区及び東京地区実践セミナー等）に196人（延べ数）が参加している。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

9-3-1 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

学則第2条で、教育研究活動の状況に関する自己評価の方針を定め、この規定を受けて自己点検・評価を行うため、教育・研究等評価室を設置している。この教育・研究等評価室が中心となり、各部局と連携を図りながら、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価の企画・実施、外部評価・第三者評価への対応等、点検・評価活動を実施している。

大学の教育活動を含む総合的な状況については、毎年度、国立大学法人評価に係る各年度計画の自己点検・評価を中間と最終の2回実施している。教育・研究等評価室では、自己点検・評価の結果に基づき、学長に報告するとともに、該当する部局へも改善を促し、改善の状況を定期的に確認している。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われていると判断する。

9-3-2 大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。

学校教育法に規定された大学機関別認証評価は、大学評価・学位授与機構を認証評価機関として、平成

21年度に受審している。

国立大学法人法に規定された中期目標・中期計画の進捗状況及び各年度の年度計画の実施状況について自己点検・評価を行い、それを基にした業務の実績に関する報告書を国立大学法人評価委員会に提出し、毎年の年度評価を受けている。また、6年ごとの中期目標期間評価を受けている。

各部局においても、例えば、工学部機能材料工学科、建設工学科の2学科が、その技術者教育プログラムについて、平成26年度にJABEEの認定を可とする認定審査結果を得ている。また脳末梢科学研究センター、環境科学研究センター、地圏科学研究センター（平成25年度末廃止）が外部評価を受けるなど、自主的に外部評価を受審している。

これらのことから、大学の活動の状況について、外部者による評価が行われていると判断する。

9-3-③ 評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

平成21年度に受審した大学機関別認証評価において改善を要する点として指摘された事項である、「学士課程の多くの3年次編入及び大学院課程の一部の研究科においては、入学定員超過率が高い、又は入学定員充足率が低い」については、改善されており、すべての学部・研究科で、入学定員充足率は適正となっている。

事業年度に係る業務の実績及び中期目標期間に係る業務の実績に関する国立大学法人評価委員会の評価（法人評価）の結果については、学長へ報告するとともに、教育研究評議会、経営協議会に報告し、大学全体での情報共有を図っている。

教育・研究等評価室では、自己点検・評価の結果に基づき、学長に報告するとともに、該当する部局へも改善を促し、改善の状況を定期的に確認している。また、教育機構は、平成27年度年度計画から、教育機構関係の項目について、PDCAサイクルを意識し、可能な限り文言として「検証する」「確認する」を入れるなどして、より積極的に改善に取り組んでいる。

平成23年度の法人評価において、「会計検査院から指摘を受けた土地・建物等の処分及び有効活用に関する処置要求については、策定した計画に従って着実に実施することが期待される」と指摘を受けている。これについては、平成24年6月に宿泊施設・管理人宿舎を売却することを決定し、中期計画の変更、一般競争入札の手続きを進め、平成25年10月に売却を完了し、改善の取組を行っている。また、各部局においても、例えば、脳末梢科学研究センターが、アドバイザーボードによる評価の分析と活動計画の策定をセンター会議で行い、センターとしてPDCAサイクルにより継続的に質の向上に努めるなど、自己点検・評価を質の向上や改善に結び付ける継続的な取組がみられる。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

基準 10 教育情報等の公表

10-1 大学の教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

大学の目的及び各学部、研究科の目的については、大学の教育研究上の目的として、大学の基本方針、中期目標・中期計画とともに大学ウェブサイトに掲載・公表し、周知を図っている。大学の基本方針については、大学概要及び大学案内等の各種印刷物に掲載し、教職員及び学生に配布して周知に努めている。教職員に対しては新規採用教職員研修時に、学生に対しては入学時のガイダンスや各学部・学科及び各研究科の進級時のガイダンスで説明を行っている。

構成員以外の社会一般に対しては、各学部のオープンキャンパスや授業公開、研究成果の公開セミナー及びシンポジウム等の大学公開の機会を利用して周知に努めている。

これらのことから、大学の目的が、適切に公表されるとともに、構成員に周知されていると判断する。

10-1-② 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

大学の入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針は、大学ウェブサイトの「教育情報の公表」の専用サイトにおいて公表している。

また、入学者受入方針は入学者選抜に関する要項及び学生募集要項や大学案内に掲載し、周知を図っている。

さらに、入試説明会の際に、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針について、説明している。

これらのことから、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されていると判断する。

10-1-③ 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第172条の2に規定される事項を含む。）が公表されているか。

学校教育法施行規則第172条の2に基づく教育情報の公開については、大学ウェブサイトの「教育情報の公表」で専用サイトを設け公表している。教員免許法施行規則第22条の6に基づく教員養成に関する情報は、大学ウェブサイトの「受験生のみなさん」のページに「教員養成状況の情報の公表」の専用サイトを設け公表している。教育研究活動等についての情報は、大学ウェブサイト「広報・情報発信インデックス」及び刊行物『サイダイコンシェルジュ』、『SU NewsLetter』等の広報誌により公表している。自己点検・評価の実施状況、財務諸表等、教員の研究活動に関する情報についても大学ウェブサイトに「自己点検評価書」、「中期目標・中期計画、年度計画、業務・財務・評価に関する情報」として掲載し公表している。また、学術情報は、SUCRA（埼玉大学学術情報オンラインシステム）により、研究者情報とし

埼玉大学

て発表論文等の研究成果を社会に発信している。

英語による教育研究活動の情報発信については、経済学部及び工学部の一部の学科において、日本語版ウェブサイトに対応する英語版ウェブサイトを公開しており、より多くの留学生の入学につなげるため、情報発信に努めている。

さらに、社会の要請に応えるため刊行物、公開講座、講演会、セミナー及びシンポジウム等の機会を設け、教育研究活動等の進捗状況や研究成果に関する情報の発信に努めている。

これらのことから、教育研究活動等についての情報が公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 10 を満たしている。」と判断する。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 大学名 埼玉大学

(2) 所在地 埼玉県さいたま市

(3) 学部等の構成

学部：教養学部、経済学部、教育学部、理学部、工学部

研究科：人文社会科学研究科、教育学研究科、理工学研究科

関連施設：図書館、情報メディア基盤センター、基盤教育研究センター、英語教育開発センター、日本語教育センター、社会調査研究センター、アドミッションセンター、統合キャリアセンターSU、保健センター、脳末梢科学研究センター、環境科学研究センター、アンビエント・モビリティ・インターフェイス研究センター、科学分析支援センター、オープンイノベーションセンター、プロジェクト研究センター、総合技術支援センター、リサーチ・アドミニストレーターオフィス、レジリエント社会研究センター、先端産業国際ラボラトリー、国際開発教育研究センター、附属学校（小学校、中学校、特別支援学校、幼稚園）

(4) 学生数及び教員数（平成28年5月1日現在）

学生数：学部7,167人、大学院1,412人

専任教員数：566人

助手数：0人

2 特徴

(1) 歴史的発展

埼玉大学は、旧制浦和高等学校、埼玉師範学校及び埼玉青年師範学校の後を受けて、昭和24年5月に教育学部および文理学部よりなる埼玉県下唯一の国立大学として設置された。その後、平成5年には、教養学部、教育学部、経済学部、理学部、工学部の5学部と、文化科学研究科、教育学研究科、経済科学研究科、理工学研究科の4研究科を擁する総合大学となった。

さらに、平成27年には、文化科学研究科と経済科学研究科を統合して人文社会科学研究科とした。

(2) 基本方針とその展開

埼玉大学の基本方針は、知の府としての普遍的な役割を果たすこと、現代が抱える課題の解決を図ること、そ

して国際社会に貢献することである。

この基本方針に基づいて、大学全体として行いうる機能強化のための戦略を展開している。とくに平成25年からは新構想「学部の枠を越えた再編・連携による大学改革～ミッションの再定義に基づく研究力と人材育成の強化～」のもとで、今日も大学改革を続けている。

(3) 埼玉大学 All in One Campus at 首都圏埼玉～多様性と融合の具現化

埼玉大学は、全ての学部、研究科が全て一つのキャンパスにあり、そのキャンパスが国内外からの様々な人材が集まる首都圏埼玉に位置する。この学術と人材の多様性を尊重しつつ融合を具現化することが、埼玉大学の人材育成、研究を特徴づけている。

(4) 社会の要請に応じた人材育成

今日、社会的要請の強い理工系人材育成では、博士課程前期の定員を段階的に増員して量的強化を図るとともに、学部から博士前期への6年一貫教育を実施する準備を進め質的強化も図っている。教員養成では、高度専門職養成のため教職大学院を設置し、また地域のニーズに合わせて小学校教員養成に重点をおいている。さらに文理融合など、学部・研究科の連携を通じての特色ある多様な教育プログラムの整備も進めている。

(5) 社会の課題に応える研究

理工学研究科に、戦略的研究部門として、埼玉大学が強みを有する研究領域である、ライフ・ナノバイオ領域、グリーン・環境領域、感性認知支援領域を設け、人的・物的資源を集中した。そして、理化学研究所などと連携して、「脳・末梢機能連携」、「がん診断・転移抑制」など先端的な研究プロジェクトを展開している。

(6) 地域との協働

埼玉県が推進する「先端産業創造プロジェクト」に参画し、「次世代有機太陽電池の研究開発」、「生活支援ロボットの研究開発」、「感染症及びがんの早期検出薬・診断薬の研究開発」に取り組んでいる。また、社会調査研究センターは、埼玉県と共同で地域における課題解決型の研究を進め、政策形成に必要なデータ収集目的の調査を実施するなどしている。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

埼玉大学は、学校教育法第83条第1項に掲げる大学の理念を踏まえて、研究と教育を両輪とする個性的な総合大学の構築を通じて、専門性を軸に幅広い教養を備えた人材の育成に努めるとともに、地球規模での人類的課題や地域社会が抱える現実的課題に応える研究を積極的に推進する。併せて、大学の知的活動とその成果を地域社会に還元する「社会に開かれた大学」、国際化時代に即応しうる「世界に開かれた大学」を目指し、時代の新しい要請に応える活動を積極的に進める（学則第1条）。

基本方針

上記の目的を果たすため、埼玉大学は、次のような基本方針を掲げている。

- 1) 埼玉大学は知の府としての普遍的な役割を果たす。
- 2) 埼玉大学は現代が抱える課題の解決を図る。
- 3) 埼玉大学は国際社会に貢献する。

目標

さらに、これらの方針毎に以下のような具体的な目標を立てている。

1) については、①時代を超えた大学の機能として知の継承と発展、新しい知の創造にまい進する。②次世代を担う人材を育成する高度な教育及びイノベーションの創出につながる多様な学術研究を行って、存在感のある教育研究拠点として輝く。

2) については、①大学の知を現代的課題の解決のために統合して社会の期待に応える。②首都圏の一角を構成する埼玉県下唯一の国立大学という特性を活かし、地域社会のニーズに応じた人材育成と研究開発を行って、広域地域の活性化中核拠点としての役割を担う。

3) については、①海外諸機関との連携を推進して、多様なグローバル人材を育成する。②人類が抱える世界的諸課題に学術成果を還元する。

学部・研究科等ごとの目的

教養学部

人文学及び関連する社会科学の諸成果を継承し、多様な文化及び価値観を理解するとともに、自ら問題を設定・解決し、国内外の人々との確に意思を疎通できる能力を培うことを通して、現代の文化及び社会の諸問題に対処し得る人材を育成することを教育研究上の目的とする。

経済学部

経済学、経営学、法学をはじめとする社会科学の教育及び研究を通じ、自ら問題を発見し、分析し、解決することができる人材の育成を教育研究上の目的とする。

教育学部

教職及び教科に関わる学問並びに芸術・スポーツ諸領域の総合的な研究及び教育を通じて広く教育の発展に寄与し、主体的で豊かな人間性を基底としつつ教職に必要な専門的な知識・技能を身につけた、理論及び実践の両面にわたる力量ある質の高い教員の養成を教育研究上の目的とする。

理学部

数理、素粒子から物質、宇宙、生命まで、自然界のあらゆる現象について、その仕組みを理解し、原理・法則性の探求を目指す学問分野として、幅広い教養とともに専門性に根ざした理学の発展の基礎を修得し、広い視野からものごとをとらえ、自ら課題を探求・発見・解決できる能力を備え、社会と時代とをリードできる創造性に富んだ人材の育成を教育研究上の目的とする。

工学部

自然科学、人文・社会科学等に対する幅広い教養及び知識を有するとともに、工学の専門分野における十分な知識及び能力を備え、次代の産業社会を担う優れた技術者の養成をめざし、博士前期課程における高度技術者及び研究者の養成にもつなげるための専門的能力の付与に力点を置いた教育研究を行うことを目的とする。

人文社会科学研究科

博士前期課程においては、人文学・社会科学の幅広い研究を基礎とし、知識基盤社会の知的担い手となる高度専門職業人、修士の学位を持つ社会人、日本・アジアの視点を軸にグローバルに活躍しうる人材の育成を教育研究上の目的とする。

博士後期課程においては、博士前期課程の目的に加え、問題把握能力に優れ、広い視野と総合的な判断力を備え、新しい知を創造できる自立した研究者としての能力を有する高度専門職業人の育成を教育研究上の目的とする。

教育学研究科

修士課程においては、人間・社会・自然に関する広い視野を保ちながら、学校教育に関わる理論的かつ実践的な研究及び教育を行うことにより、わが国の教育水準の向上に必要な専門的力量及び研究能力を豊かに備えた人材を育成することを教育研究上の目的とする。

専門職学位課程においては、教育現場の諸課題を解決できる高度な専門性と実践的指導力の要素として、最新の理論を踏まえた高度な教育実践力、将来社会を見据え学校の可能性を高める教育構想力、幼児・児童・生徒の心理と行動の深い理解と対応力及び発達障害の理解を含む特別支援教育の実践力を身につけることを目的とする。

理工学研究科

博士前期課程においては、学部における専門基礎教育をもとに、専門分野のみならず基礎から応用にわたる広い関連知識の修得を目指す高度専門教育を通して、独創性のある国際的なレベルの研究者へ成長するための基礎を備えた人材又は国際的な知識基盤社会において指導的役割を果たすことができる高度専門職業人の育成を教育研究上の目的とする。

博士後期課程においては、博士前期課程までに培ってきた基礎から応用にわたる知識・学力をもとに、専門分野への深い洞察力、関連分野への理解及びそれを活用する能力並びにたゆまず自己研鑽を続ける能力を磨くことを通して、学問の新しい潮流又は社会及び産業の動向に対応できる知識を備え、学問の新領域又は新技術・新産業を創出することのできる研究者及び技術者の育成を教育研究上の目的とする。